

釧路市地域防災計画

資 料 編

釧路市防災会議

釧路市地域防災計画 資料編

目次

釧路市防災会議条例	1
釧路市災害対策本部条例	3
釧路市災害対策本部等運営規程	5
釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例	11
釧路市災害援護資金融資あっせん条例	18
釧路市災害遺児手当条例	20
釧路市防災行政無線局管理運用規程	23
災害時における各協定一覧	26
釧路市災害用主要備蓄資機材一覧	29
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	31
気象庁震度階級関連解説表	32
釧路市の主な災害（地震及び津波）	37
釧路市の主な災害（風水害）	45

○釧路市防災会議条例

平成17年10月11日

釧路市条例第229号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、釧路市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 釧路市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により水防計画の調査審議を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 北海道の知事の部内の職員
 - (4) 北海道警察の警察官
 - (5) 市長の部内の職員
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(10) その他特に必要と認める団体の役員又は職員

6 委員の定数は、45人以内とする。

7 委員（第5項第5号から第7号までの委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第32号)

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成25年8月2日までの間に第1条の規定による改正後の釧路市防災会議条例(以下「改正後の釧路市防災会議条例」という。)第3条第5項第9号の規定に基づき任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、改正後の釧路市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

○釧路市災害対策本部条例

平成17年10月11日

釧路市条例第230号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、釧路市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班に班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(災害対策地域本部)

第4条 市長は、本部を設置する場合において、関係行政センターに災害対策地域本部（以下「地域本部」という。）を置くことができる。

2 地域本部に地域本部長を置き、当該行政センター長をもって充てる。

3 地域本部に地域副本部長を置き、当該行政センターの職員のうちから地域本部長が指名する者をもって充てる。

4 地域本部長は、本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、地域本部について準用する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長の指示を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○釧路市災害対策本部等運営規程

平成17年10月11日

釧路市訓令第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市災害対策本部条例（平成17年釧路市条例第230号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、釧路市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるほか、本部を設置しない場合の災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(本部の設置及び解散)

第3条 市長は、市域で現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害救助、緊急措置、応急復旧その他緊急に災害対策を実施するため防災活動を開始する必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 本部の設置は、次に掲げる事象を基準として決定する。

- (1) 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 雌阿寒岳が噴火し、又は噴火警報が発表され、噴火のおそれがあるとき。
- (4) 市域で風水害その他の災害が発生し、災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき。
- (5) 前各号に準ずる場合で、被害が拡大、多発又は大規模となるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

3 本部は、原則として市役所防災庁舎内に設置し、出入口に「釧路市災害対策本部」の標識を掲示する。ただし、市役所防災庁舎が災害等により使用不可能と認める場合は、市役所本庁舎、消防庁舎、生涯学習センターその他の使用可能な場所に本部を設置する。

4 本部は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めるときに解散する。

5 本部を設置し、又は解散したときは、速やかに次に掲げる報告等を行う。

- (1) 北海道知事に対する報告
- (2) 防災関係機関に対する通知
- (3) 報道機関等を通じての市民への周知

(本部の任務)

第4条 本部は、次の事項を実施する。

- (1) 災害に関する情報及び被害状況の把握に関すること。
- (2) 災害の緊急予防対策、応急対策及び復旧対策に関すること。
- (3) 災害救助、人命救助その他民生安定に関すること。

- (4) 国、道その他関係機関及び団体に対する援護要請に関すること。
- (5) 避難指示の決定に関すること。
- (6) 職員の非常招集及び非常配備体制の決定に関すること。
- (7) その他釧路市防災計画に定める災害対策の実施に関すること。

(本部会議)

第5条 本部に本部長、副本部長及び各班長をもって構成する本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長が主宰し、前条に掲げる事項に関し、施策の調整及び実施について協議する。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

(班)

第6条 条例第3条の規定に基づき、本部に班を置く。

2 班に班長、副班長及び班員を置く。

3 班長は、本部会議に参画し、本部長の命を受け、班務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

4 副班長は、班長の命を受け所属班員を指揮監督し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、その事務を代理する。

5 班員は、班長又は副班長の命を受け、班務に従事する。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、班長、副班長及び班員に関し必要な事項は、別に定める。

(班務)

第7条 班において所管する事務は、別に定める。

(本部連絡員)

第8条 各班に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、班員の中から班長が指名する。

3 本部連絡員は、班長の指示命令を各所属班に伝達するとともに、各班において収集した災害情報、被害状況又は応急対策実施状況を逐次とりまとめて、班長に報告するものとする。

(非常配備体制)

第9条 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。

2 非常配備体制の種別、配備時期及び配備内容の基準（以下「非常配備体制基準」という。）は、別に定める。ただし、災害の規模及び特性に応じ、本部長が非常配備体制基準により難いと認めるときは、臨機応変の非常配備体制をとるものとする。

3 班長は、非常配備体制基準に基づき班員の配備計画を定め、これを班員に周知徹底しなければならない。

4 本部長が非常配備体制を命令したときは、関係班長は直ちに班員を招集し、所定の場所に配置しなければならない。

(地域本部の任務)

第10条 災害対策地域本部（以下「地域本部」という。）は、その区域内における次の事項を実施する。

- (1) 災害に関する情報及び被害状況の把握に関すること。
- (2) 災害の緊急予防対策、応急対策及び復旧対策に関すること。
- (3) 災害救助、人命救助その他民生の安定に関すること。
- (4) その他釧路市防災計画に定める災害対策に関すること。

（地域本部会議）

第11条 地域本部に地域本部長、地域副本部長及び各対策班長をもって組織する地域本部会議を置く。

2 地域本部会議は、地域本部長が主宰し、前条に掲げる事項に関し、施策の調整及び実施について協議する。

（対策班）

第12条 条例第4条第5項において準用する条例第3条の規定に基づき、地域本部に対策班を置く。

2 対策班に対策班長、対策副班長及び対策班員を置く。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、対策班について準用する。

（対策班務）

第13条 対策班において所管する事務は、別に定める。

（地域本部についての準用）

第14条 第8条、第9条及び第18条から第20条までの規定は、地域本部について準用する。

（現地災害対策本部）

第15条 被災地又は被害を受けるおそれのある地域の状況を迅速に把握し、適切かつ効果的な災害対策を実施するため、本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

（現地災害対策本部長）

第16条 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、現地本部の事務を掌理するとともに、関係機関の現地責任者と連絡を密にし、災害対策に当たるものとする。

（現地連絡員）

第17条 現地本部に現地連絡員を置く。

2 現地連絡員は、現地災害対策本部員のうちから現地本部長が指名する。

3 現地連絡員は、被災地の状況、現地本部の応急対策実施状況を逐次本部に通報するとともに、本部の決定事項を現地本部長に伝達するものとする。

（各班の相互協力）

第18条 各班は、班務の円滑な遂行を確保するため、相互の情報連絡を密にすることに努め、本部長又は班長の命令があるときは、他の班務に応援し、協力しなければならない。

（災害情報等の取扱い）

第19条 本部を設置した場合において、被害状況、災害情報等を迅速かつ的確に把握する

ため、各班の無線、電話、車両等及び地域組織を最大限に活用し、本部会議の決定に資するものとする。

- 2 本部会議に係る災害情報等は、原則として文書をもって処理する。
- 3 前項に定める文書の様式は、災害対策命令、災害情報、職員参集状況報告書による。
(腕章の帯用)

第20条 災害対策活動に従事する職員は、災害対策本部員であることを明らかにするために、所定の腕章を帯用する。

(警戒本部の設置及び解散)

第21条 総務部長は、本部を設置するまでに至らないと認める災害の場合（災害が発生するおそれがある場合を含む。）であっても、その災害の状況からみて必要と認めるときは、釧路市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

- 2 警戒本部の設置は、次に掲げる事象を基準として決定する。
 - (1) 市域で震度4の地震を観測したとき。
 - (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。
 - (3) 雌阿寒岳に係る異常現象の通報又は噴火警報が発表されたとき。
 - (4) 市域に気象警報が発表されたとき。
 - (5) その他総務部長が必要と認めるとき。
- 3 警戒本部は、予想された災害の発生の危険が解消したと認めるとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めるときに解散する。
- 4 警戒本部を設置し、又は解散したときは、釧路総合振興局に通知するとともに、報道機関等を通じて市民に周知するものとする。
- 5 警戒本部における本部会議、班及び班務は、災害対策本部の例による。
(警戒本部の任務)

第22条 警戒本部は、次の事項を実施する。

- (1) 災害初期における情報の収集、伝達及び処理に関すること。
- (2) 警戒本部に必要な職員の配置に関すること。
- (3) 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報に関すること。
- (4) その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(警戒本部の体制)

第23条 警戒本部に本部長及び副本部長を置き、それぞれ総務部長及び総務部防災危機管理課長をもって充てる。

- 2 警戒本部を設置した場合における警戒配備体制の区分及び配備体制の基準（以下この項において「警戒配備体制基準」という。）は、別に定める。ただし、警戒本部長は、警戒配備体制基準にかかわらず、災害の状況に応じ、配備体制を縮小し、又は拡大することができる。

(本部への移行)

第24条 警戒本部は、市域に災害が発生し、重大な影響を与えると認められる場合又は被害が拡大するおそれがあり総合的な対策が必要と認められる場合は、本部に移行する。

(警戒地域本部)

第25条 総務部長は、警戒本部を設置する場合において、関係行政センターに災害警戒地域本部（以下「警戒地域本部」という。）を置くことができる。

- 2 警戒地域本部に警戒地域本部長及び警戒地域副本部長を置き、それぞれ行政センターの地域振興課長及び市民課長をもって充てる。
- 3 警戒地域本部を設置した場合における警戒配備体制の区分及び配備体制の基準（以下この項において「警戒配備体制基準」という。）は、別に定める。ただし、警戒地域本部長は、警戒配備体制基準にかかわらず、災害の状況に応じ、配備体制を縮小し、又は拡大することができる。
- 4 第21条第3項及び第22条の規定は、警戒地域本部に準用する。
- 5 警戒地域本部における本部会議、班及び班務は、地域本部の例による。

(職員の心構え)

第26条 職員は、勤務時間の内外を問わず災害の発生のおそれがあるときは、諸般の情勢の推移に注意するとともに、事態が急迫したと認めたとき、又は災害が現実発生したときは、速やかに出動体制を整え、進んで所属長と連絡をとり、その指示を受けなければならない。

(非常招集方法の整備等)

第27条 班長は、所属班員の非常連絡の方法及び動員の順序を定めた「班員非常招集連絡系統表」を作成し、常に整備しておくとともに、班員に周知徹底しておくものとする。

- 2 班長は、災害時における所属班員の勤務の方法、業務分担、指揮命令その他班務に係る活動計画を定め、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておくものとする。

(準用)

第28条 第21条から第25条までに定めるもののほか、この規程に定める事項は、本部が設置されない災害に際しても市長が必要と認めたときは、その一部又は全部について準用する。

(庶務)

第29条 本部及び警戒本部の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

- 2 地域本部及び警戒地域本部の庶務は、関係行政センター地域振興課において処理する。

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第9号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第10号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第9号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第1号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日訓令第13号）
この訓令は、平成27年5月7日から施行する。

附 則（令和3年5月18日訓令第11号）
この訓令は、令和3年5月20日から施行する。

○釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年10月11日

釧路市条例第99号

改正 平成23年9月20日条例第33号

平成24年6月18日条例第24号

平成31年3月22日条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、現に本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が次条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(支給対象災害)

第4条 前条に規定する災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上である災害

- (2) 市をその区域に含む北海道の区域内において生じた災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われたもの（前号に該当するものを除く。）
- (3) 前2号の災害と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で市長が認めた災害

2 前項第1号の住居の滅失した世帯数の算定に当たっては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第5条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時において、次のいずれかであった者とする。ただし、第6号に掲げる者にあつては、第1号から第5号までに掲げる者のいずれもが存しない場合に限る。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

2 災害弔慰金を支給する遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、前項各号に掲げる順序とする。

3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

5 前項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第6条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第7条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3か月間、その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第8条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 当該死亡に関し、その者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で規則で定めるものが支給される場合
- (3) その他市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第9条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第10条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次の各号のいずれかに掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(災害障害見舞金の額)

第11条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第12条 第8条及び第9条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第13条 市長は、北海道の区域内において生じた災害で災害救助法による救助の行われた災害により、次条に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(対象被害)

第14条 前条第1項に規定する被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害とする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷
- (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上である損害

(災害援護資金の限度額等)

第15条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がある場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がある場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し又は流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第16条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第20条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還)

第17条 災害援護資金は、年賦、半年賦又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

(償還の免除)

第18条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められ

るときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合は、この限りでない。

(一時償還)

第19条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第15条第2項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

(違約金)

第20条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第21条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第15条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年釧路市条例第40号）、阿寒町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年阿寒町条例第1号）又は音別町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成5年音別町条例第

13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年9月20日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則 (平成24年6月18日条例第24号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第10号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この条例による改正前の釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例第18条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項中「第21条」とあるのは、「第20条」とする。
- 4 新条例第20条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

○釧路市災害援護資金融資あっせん条例

平成17年10月11日

釧路市条例第101号

(目的)

第1条 この条例は、災害により住居等に被害を受け、その修復のために資金を必要とする市民に対し、融資のあっせんを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 本市の区域内において、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により住居の損壊、床上浸水、がけ崩れ等の被害を生じた災害で、市長が認めたものをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、現に本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票に記載されている者をいう。

(融資のあっせん)

第3条 市は、災害により被害を受けた住居(現に居住の用に供しているもの又はその部分をいう。以下同じ。)又は土地(住居の存する土地をいう。以下同じ。)の修復に要する資金(以下「資金」という。)の融資を、市長の指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)にあっせんするものとする。

(融資のあっせんを受けることができる者)

第4条 融資のあっせんを受けることができる者は、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主であって、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 修復を必要とする住居又は土地の所有者であること。
- (2) 自己資金のみでは修復に要する費用を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。

(融資条件)

第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資する資金は、無利子とする。
- (2) 融資する資金の償還方法は、割賦償還又は一時償還とする。

(3) 償還期間は、6か月以内の据置期間を含み、7年の範囲内で、当該災害による被害に応じ市長が定める期間とする。

(融資の限度額)

第6条 融資する資金の限度額は、1世帯につき150万円とする。

2 1 災害につき融資する資金は、前項の限度額の範囲内で、当該災害による被害に応じ市長が定める額とする。

(融資あっせんの申込み等)

第7条 融資のあっせんを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、市長が定める手続により申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、融資のあっせんの可否を決定し、その結果を申込者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第8条 前条第2項の規定により融資のあっせんの決定を受けた者が取扱金融機関から資金を借り受けるときは、当該取扱金融機関と融資に関する契約を締結しなければならない。

(適用除外)

第9条 同一災害で、釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年釧路市条例第99号)に基づく災害援護資金の貸付けの対象となるものについては、この条例は適用しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市災害援護資金融資あっせん条例(昭和50年釧路市条例第47号)の規定によりなされた融資、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年6月18日条例第24号)抄

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○釧路市災害遺児手当条例

平成17年10月11日
釧路市条例第105号

(目的)

第1条 この条例は、災害遺児を扶養している保護者に対して災害遺児手当(以下「手当」という。)を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「災害遺児」とは、父若しくは母又はこれらに代わる養育者を交通災害、労働災害又は海上災害によって失った(身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級に該当することとなった場合を含む。)15歳未満の者をいう。ただし、引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。

2 この条例で「保護者」とは、父母その他の者であって、現に災害遺児と生計をともにし、世帯を同じくしているものをいう。

3 この条例で「交通災害」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号に規定する車両及び同条第13号に規定する路面電車の運行によって生じた人身事故並びに踏切道における電車、汽車(鉄道による運送営業の用に供する車両をいう。)と人との接触、衝突等によって生じた人身事故で市長の認定したものをいう。

4 この条例で「労働災害」及び「海上災害」とは、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令の適用を受けて労働災害と認定されたもの又はこれに準ずるものと市長が認定したものをいう。

(受給資格)

第3条 手当は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されている保護者に支給する。

(受給の申請等)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。

(手当)

第5条 手当は、災害遺児1人につき月額5,000円とする。

(支給期間及び期月)

第6条 手当は、申請をした日の属する月から、受給資格を失った日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年3月、9月の2期に区分し、その月分まで支給する。

(受給資格の消滅)

第7条 手当の支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は受給資格を失う。

- (1) 扶養する災害遺児が死亡したとき。
- (2) 扶養する災害遺児が養子縁組により養子となったとき。
- (3) 本市に居住しなくなったとき。
- (4) 婚姻したとき(父又は母の場合に限る。)
- (5) 保護者でなくなったとき。

(支給制限)

第8条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 手当が、この条例の目的に反して使用されていると認められるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(手当の返還)

第9条 偽り、その他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市災害遺児手当条例(昭和46年釧路市条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(支給に関する特例)

3 この条例の施行の際、現に受給資格のある者が、平成18年3月31日までに第4条第1項の規定による申請をしたときは、第6条第1項にかかわらず、平成17年10月分からの手当を支給する。

附 則(平成19年3月22日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月18日条例第24号)抄

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○釧路市防災行政無線局管理運用規程

平成17年10月11日

釧路市訓令第69号

(趣旨)

第1条 この規程は、災害対策及び一般行政事務の執行に関し円滑な通信の確保を図るため設置する釧路市防災行政無線局の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 無線設備 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の子局に対し、同時に同一内容の情報を送信することができる無線局をいう。
- (4) 子局 拡声装置を有する無線送受信設備で、屋外に設置するものいう。

(無線局の種類、回線構成等)

第3条 無線局の種類、配置場所及び回線構成は、別に定める。

(総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括管理者は、無線局の円滑な運用及び無線設備の維持管理の全般について指揮監督する。

(無線管理者)

第5条 無線局に無線管理者を置き、それぞれの無線局ごとに別に定める者をもって充てる。

- 2 無線管理者は、総括管理者の命を受けて無線局の円滑な運用を行うとともに、次条に定める無線従事者の指導に当たる。

(無線従事者)

第6条 無線局に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、総務大臣又は北海道総合通信局長の免許を受けた者のうちから市長が指名する。

3 無線従事者は、無線管理者の指示を受けて、法及び関係法令等に従い、無線通信の操作に従事する。

(通信の種類)

第7条 通信は、災害発生時において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信(以下「防災通信」という。)、一般行政事務のために行う通信及び訓練通信とする。

(災害時の通信体制)

第8条 総括管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、円滑な防災通信を確保するため、無線管理者に対し、必要な措置を執らせるものとする。

2 総括管理者は、無線局を統制し、その運用について指示することができる。

3 総括管理者は、防災通信の効率的な運用を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配置することができる。

(通信訓練)

第9条 総括管理者は、災害の発生に備え、定期的に通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制及び情報の収集伝達を重点に行うものとする。

3 前項の訓練の計画は、総括管理者が策定する。

(秘密の保持)

第10条 無線通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(無線従事者の選任届等)

第11条 総括管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第51条の規定により無線従事者選(解)任届を北海道総合通信局長に提出するものとする。

(研修)

第12条 総括管理者は、毎年1回以上関係職員に対して、法関係法令及び運用要領並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(無線設備の点検及び整備)

第13条 総括管理者は、無線設備について定期的に点検を行い、その機能を十分に確保しておかなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、無線局の運用方法等については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成18年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第9号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

災害時における各協定一覧表

令和7年3月現在

No.	名称	締結期日	締結先	所在地	電話番号	
1	災害時の医療救護活動に関する協定	S63.04.01	一般社団法人釧路市医師会	釧路市住吉2-12-37	41-3626	
2	災害時における災害広報活動の協力に関する協定	H07.11.28	(株) エフエムくしろ	釧路市春採7-1-24	47-0946	
3	災害時における食糧供給協力に関する協定	H07.11.28	日糧製パン(株) 釧路工場	釧路市鳥取南6-2-18	51-2411	
			釧路学校給食パン工業協同組合	釧路市星が浦南2-3-10	51-2311	
4	道東六市防災協定	H08.05.21	帯広市(総務部総務課防災担当)	帯広市西5条南7-1	0155-24-4111	
			北見市(総務部防災危機管理課)	北見市大通西3丁目1番地1	0157-25-1171	
			網走市(企画総務部総務課)	網走市南6条東4-1	0152-44-6111	
			紋別市(総務部庶務課)	紋別市幸町2-1-18	0158-24-2111	
			根室市(総務部総務課総務防災担当)	根室市常盤町2-27	0153-23-6111	
5	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	H09.11.05	北海道、北海道市長会、北海道町村会	釧路市浦見2-2-54 釧路総合振興局地域政策課	43-9144	
6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	H10.06.19	一般社団法人釧路歯科医師会	釧路市城山2-2-15	42-8336	
7	災害時における貨物自動車の緊急救援輸送に関する協定	H10.08.03	一般社団法人釧根地区トラック協会	釧路市鳥取大通6-1-4	51-3108	
8	災害時における医薬品等の供給及び救護活動に関する協定	H11.02.22	一般社団法人釧路薬剤師会	釧路市錦町4-7-1	32-4343	
9	災害時における物資の調達に関する協定	H31.1.4	株式会社イトヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-2104	
			H15.12.01	生活協同組合コープさっぽろ	釧路市桜ヶ岡4-2-22	91-9131
			H28.03.31	王子コンテナ株式会社釧路工場	釧路市大森毛3-2-5	57-8141
			H29.07.03	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	札幌市中央区北1条西1丁目6 さっぽろ創生スクエア	011-231-0027
			H30.01.23	株式会社セコマ	札幌市中央区南9条西5丁目 パーク9・5ビル	011-330-2627
	災害時における物資の調達に関する覚書	H30.8.21	イオン北海道㈱・マックスバリュ北海道㈱	札幌市白石区本通2丁目南1-10	011-865-9404	
10	非常時における緊急避難のための建築物一時使用に関する協定 【阿寒湖温泉旅館組合】 H31.2.1再協定	H11.08.17	合意施設：ニュー阿寒ホテル、あかん遊久の里鶴雅、ホテル御前水、ホテル阿寒湖荘、阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2-6-20 NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構	67-3200	
11	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	H16.07.28	赤嶺北海道軽自動車運送協同組合釧路支部	釧路市鳥取南8-5-14	53-0166	
12	災害時における機器の調達に関する協定	H17.11.24	一般財団法人日本建設機械レンタル協会北海道支部 釧路地区部会	釧路市星が南1-1-5 株カマモト釧路営業所	51-1551	
13	災害時における無償提供に関する協定	H17.12.26	大塚製薬株式会社札幌支店	札幌市中央区大通西6-1	011-241-0001	
14	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定	H18.04.01	新潟市、仙台市、島原市、東京都墨田区、静岡市、福井市			
15	災害時における救援物資提供に関する協定	H18.05.29	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	011-888-2101	
			H18.12.04	北海道キリンパレヅジ(株)	札幌市中央区北1条西1丁目36-147	011-640-6603
			R06.4.1	大塚食品(株)札幌支店	札幌市中央区南一条西7丁目16-2 岩倉ビル3F	011-271-1226
				北海道コカ・コーラボトリング(株) 釧路販売課	釧路市南浜町9番16号	23-3131
				株式会社イトフーズ	帯広市西20条北1丁目1-20	0155-67-7123
		北海道ベンディング(株)釧路営業所	釧路市南浜町9番16号	23-3131		
		(株)伊藤園	東京都渋谷区本町3丁目47番10号	03-5371-7111		
16	災害時における釧路市所管施設等の災害応急業務に関する協定	H18.12.04	釧路市建設事業協会	釧路市双葉町1-6	42-2215	
		H19.07.02	釧路市電気設備事業協会	釧路市材木町9-30	41-8237	
17	災害時相互応援に関する協定(日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会)	H19.07.31	根室市、釧路町、白糠町、厚岸町、弟子屈町、浜中町、標茶町、中標津町、羅臼町、別海町、標津町、帯広市、喜望峯町、清水町、土幌町、新得町、芽室町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、大樹町、上士幌町、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、遠軽町、訓子府町、鶴居村、更別村、小清水町、興部町	釧路市南大通2-1 上下水道部総務課	43-2164	
18	災害時におけるLPGガスの供給協力に関する協定	H21.01.28	一般社団法人 北海道エルピーガス協会 釧路支部	釧路市堀川町7-35	23-2655	
19	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	H21.01.28	釧路地方石油業協同組合	釧路市大町1-1-10	41-6818	
20	災害時の給水車による応急給水活動に関する協定書	H21.08.03	株式会社釧路厚生社	釧路市新野41番11	40-2983	
			株式会社共立	釧路市松浦町11番3号	22-0808	
21	災害時における水道の応急対策に関する協定書	H21.08.03	釧路市管工事業協同組合	釧路市南大通3丁目1番19号	42-8877	
22	災害時における釧路市内森林等の災害応急業務に関する協定	H22.04.01	阿寒総合林業協同組合	釧路市阿寒町新町2-6-9	66-3102	
23	災害時における釧路市と北海道LPGガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.07.30	一般社団法人 北海道エルピーガス協会	釧路市堀川町7-35	23-2655	
24	災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定	H23.05.27	釧路市測量設計事業協会	釧路市芦野1-24-21	36-7878	
25	石油基地自治体協議会 加盟団体災害時相互応援協定	H23.07.12	室蘭市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市、新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇野市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市			
26	災害時協力協定	H24.07.18	一般財団法人 北海道電気保安協会	札幌市西区発寒6条12丁目6-11	011-555-5001	

No.	名称	締結期日	締結先	所在地	電話番号
27	災害時における病院間の相互支援に関する協定	H24.08.31	市立釧路総合病院	釧路市春舞台1-1-2	41-6121
			市立函館病院	函館市港町1-10-1	0138-43-2000
			砂川市立病院	砂川市西4条北3丁目1-1	0125-54-2131
			名寄市立総合病院	名寄市西7条南8丁目1	01654-3-3101
28	釧路管内8市町村防災基本協定	H24.09.24	釧路町(総務課 防災車両係)	釧路町別保1-1	0154-62-2111
			厚岸町(総務課 危機対策係)	厚岸郡厚岸町真栄3-1	0153-52-3131
			浜中町(防災対策室 防災係)	浜中町霧多布東4条1-35-1	0153-62-2111
			標茶町(総務課 交通防災係)	川上郡標茶町川上4-2	015-485-2111
			弟子屈町(総務課 情報防災係)	川上郡弟子屈町中央2-3-1	015-482-2191
			鶴居村(総務課 総務係)	阿寒郡鶴居村鶴居西1-1	0154-64-2111
			白糠町(地域防災課 地域防災係)	白糠町西1条南1丁目1-1	01547-2-2171
29	「雌阿寒岳火山防災に関する情報共有化」機器設備の維持管理に係る協定	H25.2.18	釧路総合振興局長	釧路市双葉町6-10	23-0652
30	災害時における協力活動及び情報提供に関する協定 【H12.2.21協定の解消】 【H20.12.26協定の解消】	H25.07.12	釧路市内郵便局 代表：日本郵便株式会社(釧路中央郵便局)	釧路市幸町13-2	22-2200
31	津波(大津波)時における緊急避難場所等としての使用に関する協定 【釧路ホテル旅館組合・H7.4.27協定の解消】	H25.10.01	ホテルクラウンヒルズ釧路	釧路市北大通13-1-14	22-0109
			ANAクラウンプラザホテル釧路	釧路市錦町3-7	31-4111
			釧路センチュリーキャッスルホテル	釧路市大川町2-5	43-2111
			釧路ロイヤルイン	釧路市黒金町14-9-2	31-2121
			ラスティングホテル	釧路市若松町3-3	21-9111
			ホテルマーシュランド	釧路市鳥取大通5-2-5	51-5557
			株釧路製作所	釧路市川北町9-19	22-7135
			株北海道新聞社釧路支社	釧路市黒金町11-5	31-2719
			株サンエス電気通信	釧路市星が浦大通1-7-1	51-2924
			株マルセンクリーニング	釧路市星が浦北4-2-6	52-2260
			王子マテリア(株)釧路工場	釧路市大楽毛3-2-5	57-3305
			音別神社	釧路市音別町尺別9-2	01547-6-2170
		H25.10.16	釧路プリンスホテル	釧路市幸町7-1	31-1111
		H25.11.28	釧路総合振興局(道営住宅川北団地)	釧路市浦見2-2-54	43-9193
		H25.12.24	ヤマダ電機テックランドNEW釧路店	釧路市川上町8-8	64-7011
		H25.12.24	ビッグハウス旭町店	釧路市川上町9-7	32-2980
		H27.03.23	イオン北海道株式会社	札幌市白石区本通2丁目南1-10	011-865-4120
		H27.04.01	社会福祉法人 音別憩いの郷	釧路市音別町川東1-200-1	01547-6-2811
		H27.12.18	釧路総合振興局(道営住宅であえーる幸団地)	釧路市浦見2-2-54	43-9193
		H30.10.23	釧路交通機	釧路市星が浦大通5丁目5-49	51-1234
R02.09.30	釧路ガス株式会社	釧路市寿4丁目1番2号	22-8101		
R03.08.01	釧路シーサイドハイソ	釧路市南大通5-1-1	21-5001		
32	大和市・釧路市災害時相互応援協定	H26.11.20	神奈川県大和市	神奈川県大和市下鶴間1-1-1	046-260-5777
33	一般国道38号釧路新道釧路市大楽毛地区の歩道に接する階段の使用に関する協定	H26.12.12	釧路開発建設部	釧路市幸町10-3	24-7000
34	災害時等における施設の一時使用に関する協定	H27.03.13	北海道警察釧路方面本部	釧路市黒金町10-5	25-0110
35	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	H27.04.01	社会福祉法人 音別憩いの郷	釧路市音別町川東1-200-1	01547-6-2811
		R05.02.01	特別養護老人ホーム 武佐の里	釧路市武佐4-28-10	46-8170
36	災害時における公衆浴場の協力に関する協定	H28.03.31	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合 釧路支部 釧路浴場組合	釧路市宮本2丁目15番10号	41-5978
37	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29.01.31	株式会社ゼンリン	札幌市中央区大通西12丁目4	011-271-7170
38	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	H29.01.31	公益社団法人北海道柔道整復師会 釧路ブロック	釧路市昭和南6-36-16	53-5253
39	災害時緊急応援に関する協定書	H29.10.01	第一環境株式会社	東京都港区赤坂2丁目2-12	43-2161
40	大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定	H29.11.28	釧路生コンクリート協同組合	釧路市春日町3番6号	24-2185
41	災害時における「道の駅 阿寒丹頂の里」の防災拠点化に関する協定	H30.12.17	北海道開発局釧路開発建設部長	釧路市幸町10丁目3番地	24-7274
42	災害時等における無人航空機の活用に関する協定	H31.1.25	株式会社自動車学園釧路支店(釧路自動車学校)	釧路市芦野5丁目1-2-1	37-7997
43	寒冷地訓練等の実施に関する協定	R01.07.05	海上自衛隊大湊地方総監部	青森県むつ市大湊町4-1	0175-24-1111
44	災害時における協力に関する協定	R02.02.12	株大塚製薬工場釧路工場	釧路市音別町朝日1-1-3	01547-6-2131
45	災害時における応急活動に関する協定	R2.06.04	釧路塗装工業協同組合	釧路市鳥取南7丁目2番11号	52-1102

No.	名称	締結期日	締結先	所在地	電話番号
46	災害時における次世代自動車からの電力供給協力に関する協定	R02.11.05	釧路トヨタ自動車 株式会社	釧路市鳥取大通6-4-3	51-2644
			東北海道ホンダ 株式会社	釧路市星が浦大通1-6-7	51-9461
			ネットトヨタ道東 株式会社	釧路市鳥取大通4-6-5	52-3330
			釧路スバル自動車 株式会社	釧路市新富士町4-4-1	51-0555
			ネットトヨタ釧路 株式会社	釧路市新橋大通7-2-1 5	24-4117
			帯広日産自動車 株式会社	釧路市鳥取大通9-2	53-4123
			釧路トヨペット 株式会社	釧路市喜多町1-3 9	24-2100
			トヨタカラー釧路 株式会社	釧路市堀川町6-1 4	23-2435
			ヤマレンホンダ販売 株式会社	釧路市鳥取大通9-2-2 7	51-2621
			株式会社 釧路スズキ販売	釧路市双葉町9-5	24-3915
			釧路三菱自動車販売 株式会社	釧路市堀川町5-4 5	23-4181
			UDトラック道東 株式会社	釧路市鳥取大通6-8-1 1	51-3361
			東北海道いすゞ自動車 株式会社	釧路市鳥取南5-1 1-8	51-2611
			北北海道ダイハツ販売 株式会社	釧路市鳥取大通7-7	51-1241
北海道マツダ販売 株式会社	釧路市釧路市入江町10-2 5	23-9411			
47	釧路空港及びその周辺における緊急事態発生時の消火救難活動に関する相互援助協定	R03.03.01	北海道エアポート株式会社釧路空港事務所	釧路市鶴丘2番地	57-8880
48	災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定	R03.07.13	(株) サンドラッグプラス	札幌市東区北41条東9丁目3-1	011-753-2965
49	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	R04.03.25	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	札幌市中央区大通東1-2 釧路市幸町8-1	011-251-1111 23-5811
50	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	R04.03.25	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道東支店	釧路市黒金町9丁目2番地	21-3203
51	災害時における物資の無償提供に関する協定【H18.3.6協定の解消】	R04.03.25	日本製紙株式会社釧路事業所(前:日本製紙株式会社釧路工場)	釧路市鳥取南2-1-4 7	52-7605
52	災害時に係る情報発信等に関する協定	R04.07.26	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	03-6898-3912
53	災害時等における協力体制に関する協定	R04.08.24	社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	釧路市旭町12番3号	24-1565
			一般社団法人 釧路青年会議所	釧路市大町1丁目1番1号	42-1121
54	津波一時避難場所としての施設の使用に関する協定	R04.08.31	釧路総合振興局(北海道職員住宅RC-96-1、北海道職員住宅RC-97-1、北海道職員住宅RC-98-1、北海道職員住宅RC-94-4、北海道職員住宅双鶴寮、北海道職員住宅RC-92-2、北海道職員住宅RC-93-3、北海道職員住宅朋友寮、北海道職員住宅RC-99-1)	釧路市浦見2-2-5 4	43-9122
			(株) 育成(グループホーム育成会)	釧路市大楽毛南4-6-8	57-7650
			釧路ヤクルト販売(株)	釧路市鳥取大通7-2-1	53-8960
			北海道立釧路高等技術専門学院	釧路市大楽毛南1-2-5 1	57-8011
			日本製紙株式会社釧路事務所(日本製紙宅10号アパート)	釧路市鳥取南2-1-4 7	52-7605
			社会医療法人孝仁会(老健星が浦)	釧路市星が浦大通3-9-3 5	55-2800
			財務省北海道財務局(大楽毛西住宅501棟)	釧路市大楽毛西2-2 6	32-0701
(株) 釧路星ヶ浦自動車学校	釧路市大楽毛津南2-2-7 6	57-8127			
55	災害時等におけるリハビリテーション支援活動に関する協定	R4.10.28	公益社団法人 北海道理学療法士会 釧根支部	札幌市中央区北3条西2丁目1	011-213-0301
56	災害時等での施設利用の協力に関する協定	R05.01.23	株式会社 ダイナム	東京都荒川区西日暮里2-2 7-5	24-2611(宝町) 41-8975(貝塚)
57	地震災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定	R05.03.22	(一社) 北海道建築士会釧路支部	釧路市栄町9丁目9番地5	31-1231
58	災害発生時における相互協力に関する協定書	R05.11.27	帯広刑務所 帯広刑務所釧路刑務支所 札幌少年鑑別所釧路少年鑑別支所	帯広市別府町南13線3 3 釧路市宮本2丁目2番5号 釧路市弥生1丁目5番2 2号	41-0221
59	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書	R06.02.01	北海道キッチンカー協会	釧路市興津5丁目30番5号	
60	災害時における応急復旧業務に関する協定書	R06.03.22	株式会社ホッカイ	釧路市昭和南3丁目16番19号	55-4544
61	大規模災害時における支援活動に関する協定書	R06.07.29	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク 株式会社北海道丸和ロジスティクス 株式会社ルート	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 石狩市新港南2丁目718番地2 釧路市星が浦大通1丁目1番12号	

災害用主要備蓄資機材一覧表

R7年3月現在

区分	品名	規格	単位	備蓄資材庫 ※網掛け：(兼)津波避難施設														備蓄庫計	備蓄庫以外の津波避難施設	総計
				防災庁舎	共栄小	アリーナ 釧路	児童発達 センター	城山小	緑ヶ岡 コミセン	桜が丘中	大楽毛小	鳥取小	阿寒行政	まりむ館	音別 コミセン	音別行政	音別 文化会館			
食糧・飲料	カロリーメイト	1ケース60箱入 (1箱1食分)	食	4,080	0	4,740	9,360	120	0	0	240	0	720	240	480	300	120	20,400	13,680	34,080
	アルファ米 (わかめ・きのこ)	1箱50食分	食	1,750	1,950	2,950	1,600	1,950	0	900	900	900	600	150	100	350	200	14,300	6,950	21,250
	飲料水	500mlペットボトル	本	3,696	3,000	7,344	16,272	144	1,560	1,680	240	1,440	1,800	480	0	768	0	38,424	9,360	47,784
		600ml入ペットボトル	本	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2,016	0	0	2,016	0	7,032	0	7,032
照明器具	ポータブル発電機	EB-550、EU9i (ホンダ) 他	台	15	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	10	0	28	4	32
	投光器	300W コード5m 他	台	34	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	43	0	43
	投光器セット	300W コード30m 三脚	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	0	5	0	15	0	15
	懐中電灯	ハロゲンビームライト 単1使用 他	台	2	61	0	15	35	25	0	0	65	30	5	1	24	0	263	76	339
	ランタン		個	69	5	5	5	5	0	0	5	5	21	2	0	8	0	130	215	345
生活関連用品	災害用移動炊飯器	15kg炊飯	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	3
	カセットコンロ	ボンベ3本付 1,800・2,500kcal	台	23	30	19	15	15	14	0	0	30	16	4	10	0	0	176	0	176
		プロパンガス用 7,700kcal	台	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	ラジオ	通常・多機能	台	144	10	2	2	16	4	0	3	30	19	3	2	12	3	250	145	395
	粉ミルク	雪印ビーンスターク (スティック) 13g×7本入	箱	105	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	0	120	0	120
	哺乳瓶 (使い捨て)	ステリボトル使い捨て哺乳瓶1セット (5個組)	セット	68	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	71	0	71
	哺乳瓶 (使い回し)	ピジョン 240ml	本	76	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	80	0	80
	紙おむつ	子供用	枚	2,795	0	0	0	0	0	0	0	0	32	32	0	32	0	2,891	0	2,891
		大人用	枚	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	270	0	270
	毛布	アクリル抗菌防臭 真空パック1.3kg 他	枚	956	110	492	540	210	610	0	10	620	300	100	140	27	0	4,115	385	4,500
日赤		枚	12	50		300									58	0	420	0	420	
生活関連用品	アルミロールマット	2,000×1,000 ⁵ リ 厚さ8 ⁵ リ	枚	70	226	0	10	167	52	0	10	250	20	10	40	10	0	865	300	1,165
	アルミマット (折り畳み式)		枚	0	0	10	0	0	0	0	0	0	40	0	20	20	0	90	410	500
	防寒シート		個	386	300	300	300	300	300	300	300	500	300	300	300	300	0	4,486	3,500	7,986
	簡易ベット (パイプ式)	耐荷重100Kg以上	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	10	0	30	0	30
	折りたたみベット	RLD-5	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	10	0	30	40	70
	マンホール対応型トイレ	パネル型	個	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	3
	災害対策用トイレ (車いす対応)	災害対策用トイレハウス サニタハウスPM	個	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	災害対策用トイレ (台座)	災害対策用トイレハウス サニタ	個	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	簡易トイレ	ふた付きサニターⅡ	個	33	35	10	20	32	28	0	0	35	0	0	1	0	0	194	0	194
		ボックストイレ	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	10	20	0	0	60	0	60
	災害用トイレ袋 (安心トイレユニパック)	1袋 50枚入 (大 1回/袋)	枚	850	0	0	0	0	0	0	50	0	300	0	0	250	0	1,450	3,350	4,800
		1袋 30枚・3枚入 (小 8回/袋)	枚	33	0	0	0	0	0	0	33	0	132	0	0	99	0	297	2,208	2,505
		1パック 5枚入×57袋	枚	0	0	285	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	285	0	285
	衛星用ポリエチレン手袋	100枚/箱	枚	200	200	200	200	200	0	0	200	200	1,000	0	0	0	0	2,400	13,400	15,800
	トイレトペーパー	55m巻 120個入	箱	1	2	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	8	0	8
	生理用ナプキン	昼用 1箱 (24枚×24袋)	枚	5,760	1,152	0	1,152	1,152	1,152	0	0	1,152	1,152	1,152	0	1,152	0	14,976	0	14,976
		夜用 1箱 (10枚×18袋)	枚	180	180	0	180	180	180	0	0	180	180	180	0	180	0	1,620	0	1,620
夜用 1箱 (10枚×36袋)		枚	1,800	360	0	360	360	360	0	0	360	360	360	0	360	0	4,680	0	4,680	

災害用主要備蓄資機材一覧表

R7年3月現在

区分	品名	規格	単位	備蓄資材庫 ※網掛け：(兼)津波避難施設													備蓄庫計	備蓄庫以外の津波避難施設	総計	
				防災庁舎	共栄小	アリーナ 鋤路	児童発達 センター	城山小	緑ヶ岡 コミセン	桜が丘中	大楽毛小	鳥取小	阿寒行政	まりむ館	音別 コミセン	音別行政				音別 文化会館
暖房	移動式ストーブ	2,200Kcal 他	台	7	8	0	4	4	8	0	0	8	0	0	0	0	0	39	0	39
		6.59KW	台	14	8	10	4	8	4	4	0	4	7	6	4	15	1	89	12	101
	ジェットヒーター	33,000Kcal/h	台	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0	5
感染症対策用品	マスク	サージカル 1箱50枚入	箱	116	50	50	11	11	10	11	2	50	50	11	11	50	11	444	174	618
	体温計	非接触型	本	10	2	2	2	2	2	2	1	3	4	2	2	2	2	38	16	54
	石鹸(ハンドソープ)	ポンプ式 500ml	本	39	24	24	24	24	15	15	3	24	24	15	15	15	15	276	210	486
	ペーパータオル	1箱200枚入	箱	77	30	30	30	30	21	21	4	30	30	21	21	21	21	387	278	665
	使捨て手袋	1箱100枚入	箱	29	12	12	12	12	8	8	1	12	12	8	8	8	7	149	21	170
	消毒液	ポンプ式 500ml	本	51	30	30	30	30	21	21	5	30	30	21	21	21	21	362	340	702
	ウェットティッシュ	1箱100枚入	箱	87	37	37	37	37	26	26	3	37	37	26	26	37	26	479	223	702
	ビニールエプロン	1箱20枚入	箱	44	15	15	15	15	11	11	3	15	15	11	11	15	11	207	201	408
	嘔吐処理用具	汚物の処理ツールBOX	個	29	8	12	8	12	8	8	1	8	12	8	8	12	8	142	20	162
	段ボールパレト	1.4m×2.0m 4枚1セット	セット	215	200	200	300	200	200	0	200	200	190	10	50	50	0	2,015	1,350	3,365
	フェイスシールド(大塚)	1.4m×2.0m 4枚1セット	枚	215	200	200	300	200	200	0	200	200	190	10	50	50	0		100	
	フェイスシールド(市立)	1.4m×2.0m 4枚1セット	枚	200	100	100	100	100	100	100	0	100	100	100	100	100	100		378	
	段ボールベッド		台	255	103	163	360	105	0	100	15	53	50	5	10	25	0	1,244	1,069	2,313
	ブルーシート	3.6×5.4m	枚	281	67	2	36	37	60	0	2	67	24	5	5	9	0	595	99	694
	組み立て式トイレ	車椅子対応型	基	6	2	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	14	22	36
	サーキュレーター	30畳対応	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	56	16	72
感染防護服	感染防護セット	着	14	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	92	348	440	
避難所開設スターターキット	RVキャリー250ℓ	台	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	35	55	
ゴミ箱		個	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	56	16	72	
その他	テント	2×3間 三方・一方幕 GK式	張	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	5
		防災テント エマージェンシ	張	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	ホワイトボード	3×6型	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		1,800×900 ^{mm} 両面回転式	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
		1,200×900 ^{mm} 両面回転式	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	仮設分電盤	収納ボックス入(ケーブル・露出コンセント付き)	台	0	1	1	1	1	0	0	0	1	5	0	0	6	0	16	0	16
防災ベスト	(赤)	枚	242	5	5	0	5	0	0	5	5	30	0	0	30	0	327	20	347	
	(青)	枚	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	400	

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

令和7年4月現在			
No	施設区分	施設の名称	施設所在地
1	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム ひかり	貝塚2丁目15番7号
2	高齢者福祉施設	グループホーム ひなたぼっこ	材木町21番80号
3	高齢者福祉施設	グループホーム よいしょ春採	春採1丁目14番6号
4	障がい者福祉施設	地域活動支援センター ザックル	柏木町2番8号
5	障がい者福祉施設	アットホームぴちかーと	住吉1丁目6番12号
6	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 住吉⑤	住吉2丁目11番3号
7	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 住吉④	住吉2丁目11番4号
8	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 住吉③	住吉2丁目11番7号
9	障がい者福祉施設	グループホーム リンツ千歳	千歳町10番36号
10	障がい者福祉施設	グループホーム いまい	益浦3丁目21番3号
11	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 南大通	南大通4丁目2番21号
12	障害児通所施設	児童デイサービス ライク	桜ヶ岡3丁目4番9号
13	児童養護施設	地域小規模児童養護施設 ひぶなホーム	材木町13番16号
14	児童養護施設	北海道釧路児童相談所	桜ヶ岡1丁目4番32号
15	幼稚園	貝塚幼稚園	貝塚2丁目19番3号
16	小学校	城山小学校	城山1丁目14番35
17	その他教育機関	高等看護学院	春湖台1番18号

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。


※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級関連解説表の「木材建物(住宅)に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
	軽微なひび割れ・亀裂 	
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
	軽微なひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 大きなひび割れ・亀裂  傾く  倒れる 
	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂  ひび割れ・亀裂 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 大きなひび割れ・亀裂  傾く  倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 軽微なひび割れ・亀裂  ひび割れ・亀裂  大きなひび割れ・亀裂 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 傾く  倒れる 

- (注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。
- (注 4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。
- (注 5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ₁ や液状化※ ₂ が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ₃ 。
7		

※₁ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※₂ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※₃ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

釧路市の主な災害（地震及び津波）

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
1611.12.2	慶長16		三陸沖	※ 39.0	144.4			8.1	三陸および北海道で大津波、死者、流失家屋甚大、北海道 東部強震	有
1839.5.1	天保10		釧路沖					7	被害軽微、厚岸小被害、国泰寺門前石灯籠転倒	なし
1843.4.25	天保14		根室南方沖	※ 42.0	146.0			7.5	厚岸大被害、津波で死者46名、釧路で高さ15尺の波が2回、家破損75棟、江戸で有感	有
1881.10.25	明治14		根室北東沖	※ 43.3	147.3			7	国後沖：泊湊で板蔵倒壊、根室で家財損傷	なし
1893.6.4	明治26	02:27	根室沖	※ 43.5	148			7.75	色丹、エトロフ島震動強く、岩石崩壊あり、津波：エトロフ1.5m、色丹2.5m M：多少小さいようだ。	有
1893.6.13	明治26	19:42	根室南東沖	※※ 42.5	145.5			6.9	根室、釧路商品被害あり	なし
1894.3.22	明治27	19:23	根室半島沖	※ 42.2	146.2			7.9	根室、釧路、厚岸で全壊11棟、半壊17棟、死者1名、津波：30分後根室で1.5m、宮古4m、大船渡1.5m	有
1896.6.15	明治29	19:33	三陸沖	※ 39.5	144			8.5	被害なし、東北、北海道大津波、死者27,122名、家屋流失8,891棟、戸船の被害7,032件、吉波24.4m、綾里21.9m、田老14.6m、津波はハワイ、アメリカ沿岸に及ぶ。	有
1896.11.18	明治29	11:06	根室沖	※※ 43	146.5			6.7	理科年表にない。また有感資料では根室：強、釧路：弱となっており、Mについては多少疑問	なし
1899.5.8	明治32	12:29	根室沖	※※ 42.8	146.2			6.9	中被害、詳細不明、根室、釧路、襟裳、震度：強	なし
1899.11.10	明治32	20:59	根室沖	※※ 43.0	146.0			6.5	被害：軽微、強震：根室、釧路地方の一部	なし
1901.1.14	明治34	07:41	十勝沖	※※ 42.3	143.8			6.8	被害：軽微、広尾地方強震、道東被害なし	なし
1902.5.28	明治35	18:01	釧路沖	※※ 42.8	144.8			6.5	同上 釧路：強震	なし
1904.3.18	明治37	22:42	根室沖	※※ 42.7	146.1			6.8	同上 別海、標津、落石、納沙布、霧多布など震度5	なし
1907.7.6	明治40	00:46	根室海峡	※※ 43.7	145.5			6.7	小被害、震度5：別海、美幌、静内、大津、本別、厚岸、太田、浜中、落石、4：釧路	なし
1907.12.23	明治40	10:13	根室支庁北部	※※ 43.8	145.0			6.9	同上、震度5：斜里、大津、落石、太田、霧多布、4：釧路、別海、厚岸	なし
1909.9.17	明治42	04:39	日高沖	※※ 42.0	142.0			6.8	同上、震度5：清水、本別、標津、室蘭、静内、八雲、恵山、3：石狩、白糠、納沙布、2：根室	なし
1916.3.18	大正5	09:58	十勝沖	※※ 41.5	144.5		4	6.6	中被害、震度5：太田、浦河、4：釧路	なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の 震度	マグニ チュード	被害状況・津波状況・その他	津波 有無
1918. 9. 8	大正 7	02:20	ウルップ島沖	※ 45.5	152			8.0	被害なし、岩美湾で6～12m、根室1.0m、父島1.5m、ウルップ島死者24名、釧路検潮所2.7尺(0.8m)	有
1918.11. 8	大正 7	13:42	エトロフ島沖	※ 44.5	150.5			7.7	被害なし、小津波：花咲で少し記録、父島40cm	有
1919. 1. 4	大正 8	18:20	十勝沖	41° 42.2'	144° 30.1'	15	4	5.2		なし
1919. 5. 3	大正 8	9:52	三陸沖	40° 25.2'	144° 26.5'	46	4	6.3		なし
1926. 9. 5	大正 15	00:37	十勝沖	42° 26.7'	143° 42.3'	66	4	6.7	小被害、震度5：大津、広尾、士幌、別海、標津、八雲4：帯広、釧路、根室	なし
1930. 8.26	昭和 5	21:39	釧路地方中南部	42° 57.7'	144° 45.5'	59	4	5.4		なし
1930.12.13	昭和 5	23:22	日高地方中部	42° 39.1'	142° 35.4'	62	4	6.5		なし
1930.12.24	昭和 5	08:55	釧路沖	42° 46.7'	144° 03.1'	129	4	6.3	微小損傷	なし
1931. 3.30	昭和 6	02:51	釧路地方中南部	43° 02.4'	143° 54.0'	62	4	6.4	十勝管内軽微被害	なし
1933. 3. 3	昭和 8	02:30	三陸沖	39° 07.7'	145° 07.0'	0	4	8.1	地震被害なし、津波被害 死者3,008名、家屋流失4,917棟、倒壊2,346棟、船舶流失7,303隻〔大津波〕津波高：釧路0.85m(42分後)、えりも9.1m、綾里23.0m、東北地方中心に10m以上の津波	有
1935. 9.11	昭和 10	23:04	根室半島南東沖	42° 44.0'	146° 00.0'	0	4	6.9		なし
1938. 5.29	昭和 13	01:42	釧路地方北部 (屈斜路付近)	43° 31.3'	144° 26.7'	0	3	6.1	震源付近の弟子屈町サツキイでは、震度6相当の揺れと推定、死者1名、倒壊7棟、湖西岸に被害多し	なし
1939.10.22	昭和 14	23:39	十勝沖	42° 32.4'	144° 00.2'	7	4	5.9		なし
1942. 8. 8	昭和 17	09:20	十勝沖	42° 34.2'	143° 34.0'	75	4	5.9		なし
1943.12. 3	昭和 18	15:52	釧路沖	42° 32.3'	144° 12.3'	59	4	6.4		なし
1945. 9.19	昭和 20	21:28	十勝沖	42° 08.1'	144° 09.8'	49	4	6.6		なし
1950. 2.28	昭和 25	19:20	宗谷東方沖	45° 53.6'	143° 31.5'	343	4	7.5		なし
1952. 3. 4	昭和 27	10:22	十勝沖	41° 42.3'	144° 09.0'	54	5	8.2	死者28名、不明5名、家屋倒壊815棟、家屋流失91棟、津波(現地調査)：釧路1.5m、霧多布3.2m、仙鳳趾：6.5m、津波は遠く四国地方に及ぶ	有
1952. 7.25	昭和 27	07:09	釧路沖	42° 47.0'	145° 07.7'	73	4	6.1		なし
1952.11. 5	昭和 27	01:58	カムチャッカ半島沖	52° 37.3'	159° 46.7'	22	—	9.0	津波：釧路54cm(103分後)、霧多布60～70cm、低地浸水あり	有
1953.10.14	昭和 28	23:47	釧路沖	42° 53.0'	144° 30.5'	85	4	6.3		なし
1954. 9.17	昭和 29	20:52	釧路沖	42° 53.7'	144° 46.0'	69	4	5.3		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
1955. 9. 5	昭和 30	04:09	釧路沖	42° 42.2'	144° 51.0'	47	4	5.8		なし
1956. 4. 23	昭和 31	12:31	釧路沖	42° 28.0'	144° 59.3'	50	4	6.4		なし
1956. 10. 12	昭和 31	21:22	釧路沖	42° 07.1'	145° 00.7'	0	4	6.0		なし
1957. 3. 9	昭和 32	23:22	アリューシャン列島	51° 29.9'	W175° 37.5'	25	—	8.6	被害なし、津波：釧路 18 cm、花咲 33 cm	有
1958. 11. 7	昭和 33	07:58	択捉島南東沖	43° 46.5'	148° 17.3'	13	5	8.1	津波：釧路 14 cm(43 分後)、花咲 74cm、広尾 45cm 被害軽微	有
1959. 1. 31	昭和 34	05:38	釧路地方中南部	43° 22.9'	144° 22.2'	10	4	6.3	家屋倒壊 2 棟、弟子屈町小被害あり	なし
1959. 1. 31	昭和 34	07:16	釧路地方北部	43° 28.7'	144° 29.2'	34	4	6.1	同上	なし
1960. 3. 21	昭和 35	02:07	三陸沖	39° 53.7'	143° 20.9'	0	2	7.2	津波：釧路 10cm、花咲 9cm、浦河 20cm	有
1960. 5. 23	昭和 35	04:11	チリ中部沿岸	S38° 08.5'	W73. 24.4	25	—	9.5	24 日 2 時頃より日本全国に大津波あり、死者 119 名、不明 20 名、全壊家屋 1,571 棟、流失家屋 1,259 棟、津波：釧路 305m(最大波高の半分)、霧多布 4.3m(現地調査)、門静 4.1m(現地調査)、白糖 4.0m(現地調査)、命名「チリ地震津波」	有
1961. 8. 12	昭和 36	00:51	釧路沖	42° 53.9'	145° 17.4'	49	4	7.2	軽傷 4 名、家屋損傷 11 棟、その他小被害、津波：花咲 6 cm、釧路 6 cm、広尾 6cm、浦河 5 cm	有
1961. 11. 15	昭和 36	16:17	釧路沖	42° 45.1'	145° 22.1'	37	4	6.9	小被害、津波：花咲 7 cm、釧路 4 cm	有
1962. 2. 21	昭和 37	01:05	釧路地方中南部	43° 01.4'	144° 57.8'	59	4	6.2		なし
1962. 4. 23	昭和 37	14:58	十勝沖	42° 27.7'	143° 46.0'	69	4	7.1	十勝、釧路管内小被害、津波：釧路 5 cm、広尾 8cm	有
1962. 7. 18	昭和 37	02:20	釧路沖	42° 43.2'	145° 05.1'	40	4	5.9		なし
1963. 1. 28	昭和 38	13:05	根室地方北部	43° 35.2'	144° 42.9'	10	3	5.3	養老牛温泉付近震度 5、サイロ倒壊、水道管損傷	なし
1963. 10. 13	昭和 38	14:17	択捉南東沖	44° 02.9'	149° 49.5'	0	3	8.1	被害なし、津波：45cm、花咲 74cm	有
1963. 10. 20	昭和 38	09:53	択捉島南東沖	44° 05.6'	150° 00.3'	0	1	6.7	被害なし、津波：釧路 15cm、花咲 36cm	有
1964. 1. 20	昭和 39	02:10	根室地方北部	44° 01.0'	145° 10.4'	0	1	4.5	震度 4：羅臼、羅臼で被害軽微	なし
1964. 3. 28	昭和 39	12:36	アラスカ南部沿岸	60° 54.4'	W147° 20.3'	25	—	9.2	津波：釧路 40 cm(6 時間 29 分後)、花咲 42cm、広尾 47cm	有
1964. 5. 31	昭和 39	09:40	北海道東方沖	43° 16.4'	146° 58.4'	43	4	6.7		なし
1964. 6. 23	昭和 39	10:26	根室半島南東沖	43° 04.9'	146° 09.0'	62	4	6.8	釧路、根室小被害	なし
1965. 2. 4	昭和 40	14:01	アリューシャン列島	51° 15.0'	178° 42.9'	30	—	8.7	被害なし、津波：花咲 26 cm、釧路 18 cm	有
1965. 8. 31	昭和 40	16:48	釧路地方北部	43° 31.3'	144° 27.3'	16	2	5.1	弟子屈町で小被害	なし
1965. 10. 26	昭和 40	07:34	国後島付近	43° 48.0'	145° 38.0'	157	4	6.8		なし
1966. 10. 18	昭和 41	06:42	ペルー沿岸	S10° 39.9'	W78° 13.6'	40	—	8.1	被害なし、津波：釧路 15cm	有
1967. 9. 19	昭和 42	19:56	釧路沖	42° 56.3'	145° 27.6'	88	4	6.2		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の 震度	マグニ チュード	被害状況・津波状況・その他	津波 有無
1967. 11. 4	昭和 42	23:30	釧路地方北部	43° 31.8'	144° 19.6'	12	4	6.5	コタン、和琴では、震度 5 相当の揺れと推定、被害若干、余震約 1ヶ月	なし
1968. 5. 16	昭和 43	09:48	青森県東方沖	40° 41.9'	143° 35.7'	0	4	7.9	死者 49 名、負傷者 330 名、建物全壊 673 棟、半壊 3,004 棟、東北地方で被害大、津波：釧路 1.3m(38分後)、浦河 2.9m、広尾 1.7m、花咲 70 cm、釧路、根室：小被害、命名「1968 年十勝沖地震」	有
1968. 5. 16	昭和 43	19:39	青森県東方沖	41° 30.2'	142° 37.6'	8	4	7.5		なし
1968. 8. 7	昭和 43	17:00	釧路沖	42° 58.9'	144° 53.3'	60	4	5.5		なし
1969. 1. 19	昭和 44	16:02	宗谷東方沖	44° 54.4'	143° 18.9'	257	4	6.7		なし
1969. 8. 12	昭和 44	06:27	北海道東方沖	43° 22.6'	147° 54.3'	38	4	7.8	釧路：商品被害あり、根室：津波の小被害あり、花咲 1.5m 釧路 47 cm、広尾 77 cm	有
1971. 8. 2	昭和 46	16:24	十勝沖	41° 18.0'	143° 31.7'	54	4	7.0	釧路：商品被害あり 津波：釧路 10 cm、広尾 15cm	有
1972. 5. 11	昭和 47	09:44	釧路沖	42° 42.7'	144° 49.6'	48	4	5.8		なし
1973. 6. 17	昭和 48	12:55	根室半島南東沖	43° 03.5'	145° 58.2'	44	5	7.4	建物、道路、港湾施設が一部損壊、津波：花咲 2.8m、釧路 48 cm、広尾 1.07m、浦河 49 cm 命名「1973 年 6 月 17 日根室半島沖地震」	有
1973. 6. 17	昭和 48	21:14	釧路沖	42° 56.6'	145° 31.9'	47	4	5.2		なし
1973. 6. 17	昭和 48	22:33	釧路沖	42° 51.4'	145° 34.4'	45	5	5.7		なし
1973. 6. 24	昭和 48	11:43	根室半島南東沖	43° 09.8'	146° 37.9'	52	5	7.1	小被害、津波：花咲 64 cm、釧路 15 cm、広尾 28 cm	有
1974. 9. 27	昭和 49	14:47	根室半島南東沖	42° 56.0'	146° 50.8'	40	3	6.6	被害なし、津波：花咲 18 cm	有
1974. 10. 3	昭和 49	23:21	ペルー沿岸	S12° 15.9'	W77° 47.7'	13	—	7.6	被害なし、津波：花咲 17cm、釧路 12cm	有
1975. 6. 10	昭和 50	22:47	北海道東方沖	42° 54.3'	147° 57.5'	0	1	7.0	被害なし、津波：花咲 95 cm、釧路 13 cm、広尾 32 cm	有
1976. 1. 21	昭和 51	19:05	択捉島南東沖	44° 26.1'	149° 48.4'	0	1	6.5	被害なし、津波：花咲 13 cm	有
1978. 3. 23	昭和 53	12:15	択捉島南東沖	44° 48.0'	149° 25.0'	60	3	7.0	被害なし、津波：花咲 16 cm 広尾 14 cm	有
1978. 3. 25	昭和 53	04:47	択捉島南東沖	44° 20.0'	149° 49.0'	40	3	7.3	被害なし、津波：花咲 32 cm、釧路 8 cm、広尾 19 cm	有
1978. 6. 12	昭和 53	17:14	宮城県沖	38° 09.0'	142° 10.0'	40	3	7.4	被害なし、津波：花咲 11 cm、釧路 17 cm	有
1978. 10. 29	昭和 53	07:46	釧路沖	42° 26.0'	144° 23.0'	70	4	5.2		なし
1978. 12. 6	昭和 53	23:02	択捉島付近	44° 44.0'	146° 58.0'	100	4	7.2	小被害（根室市内）、津波なし	なし
1979. 5. 17	昭和 54	18:56	釧路沖	42° 46.0'	144° 49.0'	60	4	4.9		なし
1979. 12. 14	昭和 54	16:19	釧路沖	42° 45.0'	144° 29.0'	70	4	5.3		なし
1980. 2. 23	昭和 55	14:51	北海道東方沖	43° 27.0'	146° 33.0'	30	4	6.8	被害なし、津波：花咲 14 cm、釧路 8 cm	有
1980. 7. 18	昭和 55	04:42	サントクルス諸島	S12° 31.5'	165° 54.9'	33	—	7.9	被害なし、津波：釧路 11 cm、花咲 9 cm	有

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
1981. 1. 23	昭和 56	13:58	浦河沖	42° 25.0'	142° 12.0'	130	4	6.9		なし
1982. 3. 21	昭和 57	11:32	浦河沖	42° 04.0'	142° 36.0'	40	3	7.1	被害なし、津波：釧路 10 cm、花咲 7cm 命名「昭和 57 年(1982 年)浦河沖地震」	有
1985. 3. 4	昭和 60	07:47	チリ中部沿岸	S33° 08.1'	W171° 52.2'	33	—	8.0	被害なし、津波：釧路 12 cm、花咲 16 cm	有
1986. 5. 8	昭和 61	07:47	アリューシャン列島	51° 31.2'	W174° 46.5'	33	—	8.0	被害なし、津波：釧路 11 cm、花咲 12 cm	有
1987. 1. 14	昭和 62	20:03	十勝地方南部	42° 32.2'	142° 55.7'	119	5	6.6	震災・人的被害あり	なし
1988. 5. 7	昭和 63	10:59	十勝沖	42° 29.2'	143° 51.7'	93	4	6.1		なし
1988.10.10	昭和 63	14:52	釧路沖	42° 38.2'	144° 29.5'	71	4	5.8		なし
1989. 1. 23	平成元	07:20	十勝沖	41° 45.2'	144° 31.0'	64	3	6.0		なし
1989.11. 2	平成元	03:25	三陸沖	39° 51.5'	143° 03.2'	0	3	7.1	津波：釧路 15 cm、花咲 13 cm、浦河 26cm	有
1990. 4. 11	平成 2	16:53	十勝沖	42° 28.8'	144° 09.7'	69	4	5.5		なし
1990. 5. 12	平成 2	13:50	カハシ南部付近	49° 15.8'	142° 13.4'	594	3	7.2		なし
1991. 4. 24	平成 3	09:32	釧路沖	42° 43.0'	144° 50.8'	52	4	5.5	釧路市で住宅一部破損	なし
1991.10.25	平成 3	19:39	釧路地方中南部	43° 12.4'	144° 26.4'	105	4	5.7		なし
1991.12.22	平成 3	17:43	千島列島	45° 45.3'	152° 23.4'	10	2	6.8	被害なし、津波：花咲 9 cm	有
1992. 7. 18	平成 4	17:36	三陸沖	39° 22.3'	143° 40.4'	0	2	6.9		有
1992.12. 7	平成 4	11:11	北海道東方沖	43° 37.4'	147° 08.6'	34	3	6.1		なし
1993. 1. 15	平成 5	20:06	釧路沖	42° 55.2'	144° 21.2'	101	6	7.5	死者 2 名、負傷者 479 名、住家被害 1,652 棟 他 命名：「平成 5 年(1993 年)釧路沖地震」	なし
1993. 3. 15	平成 5	12:35	日高地方東部	42° 15.4'	143° 08.2'	64	3	5.1		なし
1993. 8. 8	平成 5	17:34	マリア諸島南方	12° 58.9'	144° 48.0'	59	—	7.8	被害なし、津波：釧路 13 cm、花咲 19 cm	有
1993. 7. 12	平成 5	22:17	北海道南西沖	42° 46.9'	139° 10.8'	35	1	7.8	死者 202 名、行方不明者 29 名、負傷者 321 名、住宅全半 壊 5,850 棟、船舶被害 1,729 件、道路損壊 630 件 命名：「平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震」	有
1994. 4. 8	平成 6	10:10	三陸沖	40° 34.3'	143° 57.2'	3	2	6.5		有
1994. 8. 25	平成 6	10:24	釧路沖	42° 45.1'	145° 09.7'	65	4	5.2		なし
1994. 8. 31	平成 6	18:07	根室半島南東沖	43° 29.6'	146° 03.8'	84	5	6.3	負傷者 1 名	なし
1994.10. 4	平成 6	22:22	北海道東方沖	43° 22.5'	147° 40.4'	28	6	8.2	負傷者 82 名、住家被害 358 棟、道路損壊 191 件、 漁船破損 2 隻、津波：花咲 168 cm、釧路 103 cm 命名：「平成 6 年(1994 年)北海道東方沖地震」	有
1994.10. 4	平成 6	22:42	北海道東方沖	43° 36.2'	147° 14.1'	27	3	6.3		なし
1994.10. 5	平成 6	00:24	北海道東方沖	43° 16.4'	148° 27.8'	0	3	6.8		なし
1994.10. 6	平成 6	05:39	北海道東方沖	43° 41.1'	147° 09.9'	30	3	6.3		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の 震度	マグニ チュード	被害状況・津波状況・その他	津波 有無
1994. 10. 9	平成 6	16:55	北海道東方沖	43° 33.5'	147° 48.1'	0	4	7.3	津波：釧路 6cm、花咲 12cm	有
1994. 10. 16	平成 6	14:10	択捉島南東沖	44° 57.8'	149° 04.7'	144	3	6.6		なし
1994. 10. 19	平成 6	02:12	北海道東方沖	43° 19.6'	147° 03.1'	66	3	6.0		なし
1994. 12. 28	平成 6	21:19	三陸沖	40° 25.8'	143° 44.7'	0	3	7.6	死者 3 名、負傷者 692 名、住宅被害 5,604 棟、道路 損壊 96 箇所他 津波：花咲 19 cm、釧路 22 cm 命名：「平成 6 年(1994 年)三陸はるか沖地震」	有
1995. 1. 21	平成 7	17:47	根室半島南東沖	43° 09.1'	146° 43.7'	60	4	6.2		なし
1995. 2. 15	平成 7	08:55	釧路沖	42° 30.4'	144° 50.4'	45	4	4.8		なし
1995. 7. 30	平成 7	14:11	チリ北部沿岸	S23° 20.4'	W70° 17.6'	46	—	8.0	被害なし、津波：釧路 13cm、花咲 21cm	有
1995. 12. 4	平成 7	03:01	択捉島南東沖	44° 33.5'	150° 07.7'	57	2	7.3	被害なし、津波：釧路 13cm、花咲 20cm	有
1996. 2. 17	平成 8	14:59	インドネシア	S00° 53.4'	136° 57.1'	33	—	8.1	被害なし、津波：釧路 13cm、花咲 19cm、浦河 29cm	有
1997. 6. 15	平成 9	13:54	釧路沖	42° 58.7'	144° 12.4'	98	4	5.1		なし
1997. 11. 15	平成 9	16:05	根室地方北部	43° 39.9'	145° 06.8'	155	4	6.1		なし
1999. 5. 13	平成 11	02:59	釧路地方中南部	42° 58.0'	143° 52.2'	106	4	6.3		なし
2000. 1. 28	平成 12	23:21	根室半島南東沖	43° 00.4'	146° 44.6'	59	4	7.0		なし
2000. 6. 13	平成 12	01:54	釧路沖	42° 54.5'	144° 43.0'	59	4	4.7		なし
2001. 6. 24	平成 13	05:33	ペルー沿岸	S16° 15.9'	W73° 38.4'	33	—	8.4	被害なし、津波：釧路 17cm、花咲 28cm	有
2003. 9. 26	平成 15	04:50	十勝沖	41° 46.7'	144° 04.7'	45	5強	8.0	負傷者243名、住家被害394棟、道路破損200箇所他 津波：花咲89cm、釧路港122cm 命名「平成15年(2003年)十勝沖地震」	有
2003. 10. 8	平成 15	18:06	釧路沖	42° 33.9'	144° 40.1'	51	4	6.4		なし
2004. 4. 12	平成 16	03:06	釧路沖	42° 49.9'	144° 59.6'	47	4	5.8		なし
2004. 11. 29	平成 16	03:32	釧路沖	42° 56.7'	145° 16.5'	48	5弱	7.1	負傷者26名、住宅被害 2 棟、津波：釧路7cm	有
2004. 12. 6	平成 16	23:15	釧路沖	42° 50.8'	145° 20.5'	46	4	6.9	負傷者 5 名	なし
2005. 1. 18	平成 17	23:09	釧路沖	42° 52.2'	145° 00.4'	50	4	6.4		なし
2006. 5. 4	平成 18	00:26	トンガ諸島	S20° 11.2'	W174° 07.3'	55	—	8.0	被害なし、津波：釧路10cm、花咲10cm	有
2006. 6. 13	平成 18	11:40	十勝地方中部	42° 42.1'	143° 25.2'	86	音別4	4.7		なし
2006. 11. 15	平成 18	20:14	千島列島東方	46° 42.1'	154° 02.8'	30	釧路1	7.9	被害なし、津波：花咲31cm、釧路24cm	有
2007. 1. 13	平成 19	13:23	千島列島東方	46° 56.2'	155° 03.1'	30	阿寒 音別3	8.2	被害なし、津波：花咲15cm、釧路13cm	有
2007. 7. 1	平成 19	13:12	根室地方北部	43° 32.6'	144° 54.5'	132	釧路 音別4	5.8		なし
2007. 8. 16	平成 19	08:40	ペルー沿岸	S13° 23.1'	W76° 36.1'	39	—	8.0	津波：釧路14cm、花咲15cm	有
2008. 7. 24	平成 20	00:26	岩手県沿岸北部	39° 43.9'	141° 38.1'	108	音別4	6.8		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
2008. 9. 11	平成20	09:20	十勝沖	41° 46.5'	144° 09.0'	31	阿寒阿寒湖畔音別4	7.1	津波：釧路6cm、花咲6cm	有
2009. 9. 30	平成21	02:48	サモア諸島	S15° 29.3'	W172° 05.7'	18	—	8.1	被害なし、津波：釧路10cm、花咲10cm、霧多布16cm	有
2009. 12. 28	平成21	09:12	釧路地方中南部	43° 10.4'	144° 38.6'	85	釧路4	5.0		なし
2010. 2. 27	平成22	15:34	チリ中部沿岸	S36° 07.3'	W72° 53.8'	23	—	8.8	被害なし、津波：花咲92cm、釧路65cm、霧多布80cm	有
2010. 4. 9	平成22	03:41	釧路沖	42° 55.0'	144° 43.3'	57	釧路4	4.8		なし
2011. 3. 11	平成23	14:46	三陸沖	38° 06.2'	142° 51.6'	24	阿寒湖畔音別4 釧路阿寒3	9.0	釧路208cm、住家被害：床上浸水96棟・床下232棟・非住家被害333棟、土木被害75件、水産被害80件、商工業79件 命名「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」、災害名称「東日本大震災」：東北地方で被害甚大	有
2012. 3. 14	平成24	18:08	三陸沖	40° 46.5'	145° 13.6'	64	釧路阿寒音別3	6.9	被害なし、津波：花咲6cm、えりも20cm、霧多布9cm 浦河4cm、白老5cm	有
2012. 8. 25	平成24	23:16	十勝地方南部	42° 19.6'	143° 06.6'	49	阿・音4	6.1	被害なし	なし
2012. 12. 7	平成24	17:18	三陸沖	38° 01.1'	143° 52.0'	49	釧路4	7.3	被害なし	なし
2013. 2. 2	平成25	23:17	十勝地方南部	42° 42.1'	143° 13.6'	102	阿寒音別 5強	6.5	負傷者3名	なし
2013. 2. 6	平成25	10:12	カンタールズ諸島	S10° 47.9'	E165° 06.8'	24	—	8.0	被害なし、津波：花咲13cm、釧路10cm、えりも20cm 広尾13cm、浦河20cm	有
2014. 4. 2	平成26	08:46	チリ北部沿岸	S19° 36.6'	W70° 46.1'	25	—	8.2	被害なし、津波：花咲18cm、釧路18cm、霧多布18cm 、浦河23cm、広尾21cm	有
2015. 6. 4	平成27	04:34	網走地方(雄阿寒岳の西北西)	43° 29.5'	144° 03.6'	0	阿寒湖畔 5弱	5.0	人的、建物被害なし	なし
2015. 9. 17	平成27	07:54	チリ中部沿岸	S31° 34.3'	W71° 40.4'	22	—	8.3	被害なし、津波：花咲21cm、釧路21cm、霧多布27cm	有
2016. 1. 14	平成28	12:25	浦河沖	41° 58.2'	142° 48.0'	52	音別4	6.7	被害なし	なし
2016. 11. 22	平成28	05:59	福島県沖	37° 21.2'	141° 36.2'	25	—	7.4	被害なし、津波：花咲12cm、釧路15cm、霧多布15cm	有
2018. 9. 6	平成30	03:07	胆振地方中東部	42° 41.4'	142° 00.4'	37	音別4	6.7	北海道(市内)全域停電 命名「平成30年北海道胆振東部地震」	なし
2020. 5. 31	令和2	03:13	十勝沖	42° 31.3'	143° 42.1'	94	釧路4音別4	5.6	公共文教施設、被害1件	なし
2023. 2. 25	令和5	22:27	釧路沖			63	釧路4阿寒4	6.0	被害なし	なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
2023.6.11	令和5	18:55	浦川沖	42.5	142.0	136	音別4	6.2	被害なし	なし
2024.9.26	令和6	16:01	釧路沖	42.8	145.1	60	釧路4	5.7	被害なし	なし

※「理科年表 1990 版」による震源 ※※朝倉書店版「地震の事典」による震源 海外の地震の震源はアメリカ地質調査所 (USGS) による

1 釧路市の主な災害（風水害等）

年月日(西暦)	種別	被害状況
平成18年4月20日～21日(2006)	強風大雨	雨量128ミリメートル(阿寒町中徹別)、最大瞬間風速35.2メートル(幸町)、最大風速17.7メートル(幸町)、住宅破損2件、床下浸水1件、土木被害20件
平成18年5月16日(2006)	林野火災	阿寒町ニニシベツ、9.8ヘクタール焼損
平成18年6月27日～28日(2006)	大雨	雨量111ミリメートル(幸町)、床下浸水2件
平成18年10月7日～9日(2006)	強風大雨	雨量241ミリメートル(阿寒町阿寒湖畔)、最大瞬間風速34.2メートル(幸町)、最大風速21.3メートル(幸町)、住宅破損7件、農業被害25件、土木被害6件、水産被害16件、文教施設被害8件、社会教育施設被害1件
平成19年9月7日～8日(2007)	台風	台風9号、雨量169ミリメートル(音別町二俣)、最大瞬間風速26.9メートル(幸町)、最大風速15.2メートル(幸町)、床上浸水1件、床下浸水3件、林業被害2件、水産被害2件
平成21年6月22日～23日(2009)	大雨	雨量188ミリメートル(音別町二俣)、最大瞬間風速21.9メートル(幸町)、最大風速13.9メートル、床下浸水4件、林業被害6件、港湾被害1件、農地冠水1件、道路被害23件
平成21年10月8日～9日(2009)	台風	台風18号、雨量65ミリメートル(釧路空港)、最大瞬間風速30.0メートル(幸町)、最大風速20.1メートル、住家被害8件
平成22年8月12日～13日(2010)	大雨	雨量107ミリメートル(阿寒湖畔)、道路被害3件、下水道被害4件、公園被害1件
平成23年9月21日～22日(2011)	台風	台風15号、雨量65.5ミリメートル(阿寒)、最大瞬間風速27.6メートル(釧路)、最大風速19.6メートル、住家破損2棟、公園・緑地被害、停電340戸
平成24年5月4日～6日(2012)	大雨強風水害	雨量246ミリメートル(阿寒)、最大瞬間風速28.7メートル(釧路)、最大風速17.6メートル、強風:住家被害5件、公共施設等被害7件、非住家被害8件、大雨:道路被害37件、河川被害15件、洪水:農業被害1件、落雷:衛生施設被害9件、商工施設被害2件、文教施設被害23件、社会教育施設被害4件、社会福祉施設被害1件、下水道施設被害11件、港湾施設被害1件
平成24年10月1日(2012)	台風	台風17号、雨量115ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速31.4メートル(釧路)、最大風速22.9メートル、住家破損5件、非住家破損4件、土砂災害被害1件
平成25年4月7日～8日(2013)	大雨暴風	雨量94ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速25.2メートル(釧路)、最大風速16.6メートル、住家破損5件、土木被害223件、水産被害10件、都市施設被害2件
平成25年9月16日(2013)	台風	台風18号、雨量169.5ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速30.7メートル(釧路)、最大風速25.9メートル(釧路)、床上浸水10件、床下浸水94件、住家一部損壊6件、土木被害142件、農業被害デントコーン倒伏160.2ヘクタール、漁業被害14件、林業被害10件、衛生被害3件、公立文教施設被害1件、社会教育施設被害7件、社会福祉施設等被害4件、都市施設被害1件、停電978戸
平成25年10月16日(2013)	台風	台風26号、雨量65.5ミリメートル(阿寒湖畔)、最大瞬間風速30.9メートル(釧路)、最大風速22.4メートル(釧路)、住家一部損壊10件、土木被害19件、農業被害3件、漁業被害1件、公立文教施設被害2件、社会教育施設被害1件、社会福祉施設被害2件、都市施設被害8件、停電156戸
平成25年11月10日(2013)	暴風	最大瞬間風速34.0メートル(釧路)、最大風速26.4メートル(釧路)、負傷者3名、住家被害55件、非住家被害53件、土木被害26件、農業被害28件、林業被害12件、漁業被害5件、公立文教施設被害5件、社会教育施設被害3件、社会福祉施設被害3件、都市施設被害37件、停電840戸
平成26年6月13日(2014)	大雨	雨量75ミリメートル(鶴丘)、公園・緑地被害3件、道路被害5件
平成26年7月11日(2014)	台風	台風8号、雨量127.5ミリメートル(鶴丘)、道路被害3件
平成26年8月11日(2014)	台風	台風11号、雨量163ミリメートル(音別町二俣)、河川被害1件、土砂災害被害3件、道路被害38件、公園被害3件、林道被害19件、治山施設被害2件、清掃施設被害1件
平成27年3月10日～12日(2015)	暴風	最大瞬間風速32.2メートル(釧路)、最大風速24.4メートル(釧路)、人的被害なし、住家被害28件、非住家被害23件、土木被害8件、漁業被害3件、社会福祉施設被害3件、都市施設被害8件、停電あり
平成27年8月10日(2015)	大雨	雨量69ミリメートル(釧路空港)、住家破損2件、土砂流出2件、道路冠水通行止め7件、道路損壊1件、下水道被害33件、公立文教被害1件
平成27年8月11日(2015)	大雨	雨量39ミリメートル(中徹別)、道路冠水通行止め3件、道路損壊18件、林道損壊5件
平成27年10月1日～2日(2015)	暴風	最大瞬間風速36.8メートル(釧路)、住家被害44件、非住家被害17件、倒木被害110件、社会教育施設被害5件、農業被害1件、港湾被害4件、水産被害13件、林道被害2件、公立文教施設被害6件、停電1,627戸
平成27年10月8日～9日(2015)	台風	台風23号、雨量93.0ミリメートル(阿寒湖畔)、人的被害2件、住家被害43件、非住家被害7件、公住被害62棟、道路通行止め2件、倒木129本、河川被害1件、水産被害44件、公立文教施設被害10件、社会教育施設被害16件、社会福祉施設被害3件、停電被害1,995件
平成28年8月16日～18日(2016)	台風	台風7号、雨量75.0ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速43.2メートル(釧路)、人的被害1件、住家被害74件、土木被害12件、水産被害49件、林業被害43件、衛生被害5件、公立文教施設被害49件、社会福祉施設被害14件、消防危険排除177件、停電被害6,170件
平成28年8月21日～22日(2016)	台風	台風11号、雨量182.0ミリメートル(釧路)、住家被害9件、土木被害3件、林業被害1件、衛生被害1件、公立文教施設被害1件、社会福祉施設被害1件、消防危険排除15件
平成28年8月22日～23日(2016)	台風	台風9号、雨量187.0ミリメートル(釧路)、住家被害21件、土木被害16件、水産被害3件、衛生被害1件、消防危険排除32件
平成28年8月30日～31日(2016)	台風	台風10号、雨量11.0ミリメートル(釧路)、住家被害4件、土木被害6件、水産被害1件、公立文教施設被害1件、消防危険排除16件
平成29年9月18日(2017)	台風	台風18号、雨量67.0ミリメートル(釧路)、住家被害93件、土木被害15件、橋梁等被害1件、水産被害7件、林業施設被害2件、清掃施設被害1件、公立文教施設被害24件、社会教育施設被害3件、社会福祉施設被害2件、消防危険排除181件、停電被害1,200戸
平成30年3月9日(2018)	暴風洪水	最大瞬間風速27.3メートル(釧路)、雨量140.5ミリメートル(阿寒町)、雨量112.0ミリメートル(阿寒湖畔)、人的被害なし、住家被害6件、土木被害(市内各所通行止)、衛生被害1件、公立文教施設被害5件、社会教育施設被害3件、消防危険排除15件
平成30年7月3日(2018)	大雨	雨量39.5ミリメートル(釧路市)、被害なし
平成30年10月1日(2018)	大雨洪水暴風	最大瞬間風速32.9メートル(東北東)、雨量75.0ミリメートル(釧路)、雨量81.0ミリメートル(阿寒)、雨量51.0ミリメートル(阿寒湖畔)、雨量83.0ミリメートル(音別)、公立文教施設被害2件、消防危険排除4件、林業被害2件
令和元年8月16日～17日(2019)	大雨	【雨量は2日間降水量】雨量111mm(釧路)、雨量112mm(阿寒)、雨量38.5mm(阿寒湖畔)、雨量81mm(音別)、住家被害1件、消防危険排除7件、土木被害(急傾斜地)9件
令和元年10月13日(2019)	暴風	最大瞬間風速23.8m/s(北北東)、雨量40mm(釧路)、43.5mm(阿寒)、41mm(音別)、公共文教施設被害3件、消防危険排除2件、林業被害1件

年月日(西曆)	種別	被害状況
令和2年3月5日(2020)	暴風雪 大雪等	日最深積雪73cm(釧路)、日最深積雪79cm(阿寒湖畔)、最大瞬間風速27.1m/s(北)、消防危険排除16件
令和2年3月10日~11日(2020)	波浪 洪水	最大瞬間風速27.9m/s(西)、雨量75mm(釧路)、94.5mm(阿寒)、73mm(音別)、68.5mm(阿寒湖畔)、住家被害6件、消防危険排除8件、道路通行止め多数
令和2年8月7日(2020)	暴風	最大瞬間風速25.9m/s(南)、公立文教施設被害1件
令和2年10月12日~13日(2020)	大雨	最大瞬間風速18.7m/s(南東)、雨量57.0mm(釧路)、雨量91.0mm(阿寒)、雨量81.5mm(音別)
令和3年2月15日~17日(2021)	暴風 波浪	最大瞬間風速28.0m/s(南南西)、住家被害2件、消防危険排除7件、道路通行止め4箇所
令和3年4月13日~14日(2021)	暴風 波浪	危険排除4件
令和3年4月18日(2021)	大雨 洪水	倒木2件、床下浸水1件
令和3年6月4日~5日(2021)	暴風 波浪	危険排除5件
令和3年8月10日~11日(2021)	暴風 波浪	危険排除8件、道路通行止め1箇所、停電
令和3年9月18日~19日(2021)	大雨 洪水	道路通行止め4箇所、道路応急処置等3箇所
令和3年10月10日~11日(2021)	暴風	危険排除6件、停電
令和3年11月9日~10日(2021)	大雨 洪水	避難指示発令、道路通行止め6箇所、危険排除1件、道路通行止め1箇所
令和3年11月22日~23日(2021)	暴風 大雨	危険排除15件、道路通行止め1箇所、床下浸水1件
令和3年12月1日~2日(2021)	暴風 波浪	危険排除18件、道路通行止め2箇所
令和4年7月11日(2022)	大雨	道路通行止め5箇所
令和4年7月23日(2022)	大雨 洪水	避難指示発令、被害なし
令和4年8月12日(2022)	大雨	道路通行止め1箇所
令和5年8月9日(2023)	大雨	道路冠水4箇所、危険排除1件
令和5年8月28日(2023)	大雨	道路冠水2箇所
令和5年9月4日(2023)	大雨	被害なし
令和5年9月4日(2023)	大雨	道路通行止め4箇所
令和5年10月5日(2023)	洪水 大雨	道路通行止め4箇所、床下浸水2件
令和6年8月31日(2024)	大雨	道路通行止め4箇所
令和6年10月19日(2024)	暴風	危険排除11件、停電
令和6年10月23日(2024)	暴風	危険排除2件
令和6年11月17日(2024)	暴風	危険排除2件
令和6年10月19日(2024)	大雨	道路通行止め6箇所
令和7年1月24日(2025)	大雪	被害なし
令和7年2月4日(2025)	大雪	被害なし
令和7年3月17日(2025)	大雪	被害なし

2 旧釧路市

年月日(西暦)	種別	被害状況
明治34年11月14日(1901)	大火	州崎町より出火、660戸焼失、死者3名
大正8年1月3日(1919)	大火	西幣舞町より出火、461戸焼失、死者1名
大正9年8月8日～14日(1920)	大洪水	雨量282ミリメートル、死者5名、行方不明5名、負傷者2名、家屋流出39戸、床上浸水1,437戸、床下浸水701戸
大正11年11月28日(1922)	大火	真砂町より出火、強風により146戸焼失
大正12年1月31日(1923)	大火	西幣舞町より出火、強風により141戸焼失
大正14年2月21日(1925)	大火	西幣舞町より出火、118戸焼失
大正15年12月3日(1926)	大火	西幣舞町より出火、強風により121戸焼失
昭和20年7月14日～15日(1945)	空襲	空襲により出火、全焼1,086戸、半焼184戸、半壊103戸、死者177名、重軽傷者143名
昭和29年5月9日～10日(1954)	暴風雨	雨量333ミリメートル、最大風速20.2メートル、家屋全壊2戸、小破1,977戸、漁船損壊94隻
昭和29年9月26日(1954)	台風	台風15号、最大風速18.4メートル、雨量300ミリメートル、教育施設、水産施設に多数被害が出た。
昭和32年8月6日～7日(1957)	豪雨	雨量201.9ミリメートル、死者2名、倒壊家屋16戸、浸水家屋930戸、崖崩れ32カ所
昭和33年9月17日～18日(1958)	台風	台風21号、雨量165ミリメートル、浸水家屋310戸、崖崩れ3カ所
昭和35年3月12日(1960)	大雨融雪	大雨と融雪がかさなり、床上浸水358世帯、床下浸水867世帯、その他道路、橋梁等に多数被害が出た。(災害救助法適用)
昭和37年8月8日(1962)	台風	台風10号、国鉄根室本線が寸断され、約1ヶ月間不通となり水産物、生活物資等の輸送がストップ
昭和38年8月15日(1963)	大雨	雨量124.7ミリメートル、床上浸水77戸、床下浸水83戸、道路決壊4カ所
昭和40年9月10日～11日(1965)	台風	台風23号、最大瞬間風速27.5メートル、雨量314ミリメートル、行方不明1名、床上浸水2戸、護国神社
昭和40年9月18日(1965)	台風	台風24号、雨量80ミリメートル、床上浸水6戸、床下浸水75戸、崖崩れ3カ所、漁船損壊10隻
昭和40年12月15日(1965)	タンカー転覆	タンカーとよさか丸(690t)が入港の際、強風のため防波堤に衝突し沈没行方不明1名、軽油100kℓ、灯油250kℓ、ガソリン400kℓが海面に流出
昭和42年4月20日～21日(1967)	暴風雨	家屋損壊1戸、床上浸水22戸、床下浸水66戸、道路決壊10カ所、崖崩れ1カ所
昭和42年6月30日(1967)	低気圧	雨量70ミリメートル、床上浸水32戸、床下浸水115戸、崖崩れ3カ所
昭和43年8月29日～30日(1968)	低気圧	雨量83ミリメートル、床上浸水18戸、床下浸水60戸、道路決壊17カ所
昭和45年1月30日～2月1日(1970)	暴風雨	雨量55.5ミリメートル、最大瞬間風速30.5メートル、床上浸水18戸、床下浸水40戸、家屋全壊2戸、家屋一部損壊22戸、漁船沈没5隻
昭和45年7月18日～19日(1970)	低気圧	雨量109ミリメートル、床上浸水33戸、床下浸水125戸
昭和47年9月17日(1972)	台風	台風20号、雨量135.5ミリメートル、最大瞬間風速31.2メートル、床上浸水20戸、床下浸水30戸、崖崩れ3カ所
昭和50年3月21日～23日(1975)	大雨	雨量84ミリメートル、床上浸水58戸、床下浸水166戸、崖崩れ2カ所、道路決壊12カ所
昭和50年5月17日～18日(1975)	大雨	雨量154ミリメートル、死者1名、家屋全壊5戸、家屋半壊10戸、床上浸水63戸、床下浸水171戸、河川決壊12カ所、道路決壊39カ所、崖崩れ57カ所
昭和51年4月7日～8日(1976)	暴風雪	積雪量46センチメートル、最大瞬間風速32.7メートル、死者1名、家屋半壊1戸
昭和52年11月19日(1977)	大雨	雨量82ミリメートル、床上浸水10戸、床下浸水47戸、崖崩れ3カ所、道路損壊3カ所
昭和54年10月19日～20日(1979)	台風	台風20号、雨量147ミリメートル、最大瞬間風速27.3メートル、死者5名、行方不明61名、床上浸水43戸、床下浸水407戸、崖崩れ7カ所、船舶遭難5隻、漁船損壊28隻
昭和58年8月23日(1983)	大雨	雨量70.5ミリメートル、床上浸水1戸、床下浸水1戸、崖崩れ2カ所
昭和59年7月19日(1984)	大雨	雨量78.5ミリメートル、床上浸水3戸、床下浸水32戸、崖崩れ1カ所
昭和61年9月3日～4日(1986)	大雨	雨量171.0ミリメートル、床上浸水71世帯、床下浸水122世帯、崖崩れ52カ所
平成元年8月16日(1989)	台風	最大瞬間風速24.1メートル、行方不明2名
平成2年11月10日(1990)	強風大雨	最大瞬間風速28.2メートル、日雨量61.5ミリメートル、床下浸水5件、住宅損壊2件
平成3年6月26日～27日(1991)	大雨	最大24時間雨量92.0ミリメートル、河川護岸崩壊2件
平成3年8月21日～22日(1991)	強風大雨	最大瞬間風速20.6メートル、最大24時間雨量99.5ミリメートル、床上浸水2件、床下浸水19件、崖崩れ1件、道路等崩壊4件
平成3年9月27日～28日(1991)	強風	最大瞬間風速31.1メートル、死者1名、住宅被害43件、停電190件、休校107校
平成4年8月8日～9日(1992)	大雨	最大日雨量44.5ミリメートル、道路破損1件
平成4年9月9日～12日(1992)	大雨	最大日雨量29.0ミリメートル、道路破損2件、床上浸水2件、床下浸水21件、住宅破損1件、崖崩れ1件
平成5年6月15日～16日(1993)	大雨	最大日雨量80.0ミリメートル、床下浸水・道路冠水あり
平成6年8月12日～13日(1994)	雷	停電9,000件(含む白糠町)
平成7年11月8日～9日(1995)	強風波浪	最大瞬間風速28.8メートル、最大風速14.2メートル、住宅破損9件、文教施設被害6件、港湾施設被害3件、水産施設被害3件
平成9年11月26日～27日(1997)	強風波浪	最大瞬間風速25.5メートル、最大風速14.4メートル、住宅破損18件、文教施設被害2件、船舶座礁1件
平成10年8月27日～31日(1998)	大雨	雨量204.5ミリメートル、床下浸水20件、崖崩れ8件、道路等崩壊128件、農業被害5件
平成10年9月16日～17日(1998)	台風	台風5号、雨量125ミリメートル、最大瞬間風速22.4メートル、床下浸水16件、農業被害2件、崖崩れ3件、漁船沈没1件
平成11年9月25日～26日(1999)	台風	台風18号、最大瞬間風速29.2メートル、最大風速13.6メートル、住宅破損3件
平成12年4月11日(2000)	強風	最大瞬間風速33.9メートル、最大風速18.4メートル、住宅破損3件、衛生被害1件、文教施設被害4件
平成13年3月4日～5日(2001)	暴風雪	最大瞬間風速35.0メートル、最大風速19.5メートル、床下浸水2件、農業被害39件、文教施設被害2件、社会教育施設被害3件
平成14年10月2日～3日(2002)	台風	台風21号、最大瞬間風速38.7メートル、最大風速25.5メートル、住宅破損3件
平成16年8月30日～31日(2004)	台風	台風16号、最大瞬間風速33.0メートル、最大風速23.4メートル、住宅破損1件、港湾施設被害2件、

年月日(西暦)	種別	被害状況
		文教施設被害1件
平成16年9月7日～8日(2004)	台風	台風18号、最大瞬間風速37.7メートル、最大風速28.3メートル、軽傷1名、住宅破損28件、農業被害39件、文教施設被害5件、社会福祉施設被害2件
平成17年7月31日～8月1日(2005)	大雨	雨量34ミリメートル、住宅破損1件、崖崩れ1件
平成17年8月21日(2005)	大雨	雨量26ミリメートル、軽傷1名、床下浸水2件

3 旧阿寒町

年月日(西暦)	種別	被害状況
昭和9年9月9日～10日(1934)	大洪水	シタカラ川が氾濫し、上流の雄別大祥内にあった堤が決壊し、大祥内炭住街が大被害を被った。布伏内ベンケナイ沢で鉄砲水が発生し、家屋流失で2名死亡。
昭和22年9月15日～16日(1947)	大洪水	阿寒市街を流れるオトンベツ川をはじめ各河川が氾濫した。この大雨で流失家屋2戸、浸水家屋33戸、橋梁流失17カ所、堤防決壊2千メートル、土地浸水2百町歩、木材流失5千石に及ぶ被害が発生。6名死亡
昭和39年6月3日～4日(1964)	豪雨	阿寒川、舌辛川で橋梁流失9カ所
昭和40年9月18日(1965)	台風	雄別山の手2丁目の沢、宮ノ下の小川が一夜にして巨木を押し流す濁流と化し、炭住の流失及び鉄道線を決壊させた。住宅の被害は全半壊12棟22世帯、床上浸水12棟35世帯、床下浸水70棟140世帯。その他農業被害など多数。
昭和43年5月(1968)	大雨	シタカラ川氾濫により雄別横山市街で1名死亡
平成10年8月27日～31日(1998)	大雨	雨量226ミリメートル、町道2路線長期通行止め
平成16年1月13日～16日(2004)	暴風雪	暴風雪により阿寒湖温泉では、期間の積雪が観測開始以来最大の182センチメートルを記録。この大雪の影響で、阿寒湖温泉への国道3路線全てが通行止めとなり、阿寒湖温泉地区の孤立状態が20時間に及び住民、観光客に影響。

4 旧音別町

年月日(西暦)	種別	被害状況
昭和9年9月9日～10日(1934)	大洪水	豪雨で大洪水起こる。死者・行方不明7名、負傷5名、家屋流出・浸水等24棟、橋梁流失15カ所
昭和29年5月9日～10日(1954)	台風	台風により道路、橋梁、河川等の土木被害大(道路2カ所、橋梁2カ所)山林風倒、切損木多く被害大
昭和33年9月17日～18日(1958)	台風	台風21号による大雨により道路、河川に被害
昭和33年10月2日(1958)	豪雨	雨量150ミリメートル、豪雨により床上浸水20戸、床下浸水150戸、農地の決壊、冠水等により被害大
昭和39年6月3日～4日(1964)	豪雨	豪雨により尺別炭坑道への雨水流入、崩落、機械の冠水等で被害大(2日間雨量190ミリメートル)
昭和47年9月17日(1972)	台風	台風20号により各所で堤防、道路の決壊で被害
昭和50年5月18～19日(1975)	豪雨	雨量157ミリメートル、豪雨により各所で道路、河川に被害大
昭和52年7月1日～5日(1977)	豪雨	豪雨により各所で道路、河川に被害大
昭和54年10月18日～20日(1979)	台風	台風20号による大雨により河川、道路に被害、床上浸水数戸
昭和55年8月27日～9月1日(1980)	豪雨	豪雨により各所で道路、河川の決壊があり、土木被害大
昭和56年10月22日～23日(1981)	台風	台風24号の大雨により河川2カ所、道路2カ所決壊
昭和57年4月14日～17日(1982)	大雨融雪	大雨と融雪により河川に被害
昭和58年4月23日(1983)	強風	強風により家屋に被害(町立病院)
昭和59年5月1日～5日(1984)	大雨融雪	大雨と融雪により河川、道路に被害
昭和60年4月2日～8日(1985)	大雨融雪	大雨と融雪により河川決壊があり、土木被害
昭和61年9月3日～4日(1986)	台風	台風15号による大雨のため道路、河川に被害(道路1カ所、河川1カ所)
平成10年9月16日～17日(1998)	台風	台風5号による大雨のため道路、河川に被害、床上浸水1戸



釧路市地域防災計画

沿革

2007年（平成19年）	2月23日	策定
2007年（平成19年）	11月	改定
2008年（平成20年）	8月	改定
2009年（平成21年）	8月	改定
2010年（平成22年）	9月	改定
2011年（平成23年）	8月	改定
2013年（平成25年）	8月	改定
2014年（平成26年）	8月	改定
2015年（平成27年）	8月	改定
2016年（平成28年）	8月	改定
2017年（平成29年）	8月	改定
2018年（平成30年）	8月	改定
2019年（令和元年）	8月	改定
2020年（令和2年）	8月	改定
2021年（令和3年）	8月	改定
2023年（令和5年）	3月	改定
2023年（令和5年）	9月	改定
2024年（令和6年）	3月	改定
2024年（令和6年）	9月	改定
2025年（令和7年）	3月	改定

発行
事務局
編集・制作

釧路市防災会議
釧路市総務部防災危機管理課
パシフィックコンサルタンツ株式会社



釧路市地域防災計画

資 料 編

釧路市防災会議

釧路市地域防災計画 資料編

目次

釧路市防災会議条例	1
釧路市災害対策本部条例	3
釧路市災害対策本部等運営規程	5
釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例	11
釧路市災害援護資金融資あっせん条例	18
釧路市災害遺児手当条例	20
釧路市防災行政無線局管理運用規程	23
災害時における各協定一覧	26
釧路市災害用主要備蓄資機材一覧	29
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	31
気象庁震度階級関連解説表	32
釧路市の主な災害（地震及び津波）	37
釧路市の主な災害（風水害）	45

○釧路市防災会議条例

平成17年10月11日

釧路市条例第229号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、釧路市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 釧路市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により水防計画の調査審議を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 北海道の知事の部内の職員
 - (4) 北海道警察の警察官
 - (5) 市長の部内の職員
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(10) その他特に必要と認める団体の役員又は職員

6 委員の定数は、45人以内とする。

7 委員（第5項第5号から第7号までの委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第32号)

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成25年8月2日までの間に第1条の規定による改正後の釧路市防災会議条例(以下「改正後の釧路市防災会議条例」という。)第3条第5項第9号の規定に基づき任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、改正後の釧路市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

○釧路市災害対策本部条例

平成17年10月11日

釧路市条例第230号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、釧路市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班に班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(災害対策地域本部)

第4条 市長は、本部を設置する場合において、関係行政センターに災害対策地域本部（以下「地域本部」という。）を置くことができる。

2 地域本部に地域本部長を置き、当該行政センター長をもって充てる。

3 地域本部に地域副本部長を置き、当該行政センターの職員のうちから地域本部長が指名する者をもって充てる。

4 地域本部長は、本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、地域本部について準用する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長の指示を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○釧路市災害対策本部等運営規程

平成17年10月11日

釧路市訓令第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市災害対策本部条例（平成17年釧路市条例第230号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、釧路市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるほか、本部を設置しない場合の災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(本部の設置及び解散)

第3条 市長は、市域で現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害救助、緊急措置、応急復旧その他緊急に災害対策を実施するため防災活動を開始する必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 本部の設置は、次に掲げる事象を基準として決定する。

- (1) 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 雌阿寒岳が噴火し、又は噴火警報が発表され、噴火のおそれがあるとき。
- (4) 市域で風水害その他の災害が発生し、災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき。
- (5) 前各号に準ずる場合で、被害が拡大、多発又は大規模となるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

3 本部は、原則として市役所防災庁舎内に設置し、出入口に「釧路市災害対策本部」の標識を掲示する。ただし、市役所防災庁舎が災害等により使用不可能と認める場合は、市役所本庁舎、消防庁舎、生涯学習センターその他の使用可能な場所に本部を設置する。

4 本部は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めるときに解散する。

5 本部を設置し、又は解散したときは、速やかに次に掲げる報告等を行う。

- (1) 北海道知事に対する報告
- (2) 防災関係機関に対する通知
- (3) 報道機関等を通じての市民への周知

(本部の任務)

第4条 本部は、次の事項を実施する。

- (1) 災害に関する情報及び被害状況の把握に関すること。
- (2) 災害の緊急予防対策、応急対策及び復旧対策に関すること。
- (3) 災害救助、人命救助その他民生安定に関すること。

- (4) 国、道その他関係機関及び団体に対する援護要請に関すること。
- (5) 避難指示の決定に関すること。
- (6) 職員の非常招集及び非常配備体制の決定に関すること。
- (7) その他釧路市防災計画に定める災害対策の実施に関すること。

(本部会議)

第5条 本部に本部長、副本部長及び各班長をもって構成する本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長が主宰し、前条に掲げる事項に関し、施策の調整及び実施について協議する。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

(班)

第6条 条例第3条の規定に基づき、本部に班を置く。

2 班に班長、副班長及び班員を置く。

3 班長は、本部会議に参画し、本部長の命を受け、班務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

4 副班長は、班長の命を受け所属班員を指揮監督し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、その事務を代理する。

5 班員は、班長又は副班長の命を受け、班務に従事する。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、班長、副班長及び班員に関し必要な事項は、別に定める。

(班務)

第7条 班において所管する事務は、別に定める。

(本部連絡員)

第8条 各班に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、班員の中から班長が指名する。

3 本部連絡員は、班長の指示命令を各所属班に伝達するとともに、各班において収集した災害情報、被害状況又は応急対策実施状況を逐次とりまとめて、班長に報告するものとする。

(非常配備体制)

第9条 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。

2 非常配備体制の種別、配備時期及び配備内容の基準（以下「非常配備体制基準」という。）は、別に定める。ただし、災害の規模及び特性に応じ、本部長が非常配備体制基準により難いと認めるときは、臨機応変の非常配備体制をとるものとする。

3 班長は、非常配備体制基準に基づき班員の配備計画を定め、これを班員に周知徹底しなければならない。

4 本部長が非常配備体制を命令したときは、関係班長は直ちに班員を招集し、所定の場所に配置しなければならない。

(地域本部の任務)

第10条 災害対策地域本部（以下「地域本部」という。）は、その区域内における次の事項を実施する。

- (1) 災害に関する情報及び被害状況の把握に関すること。
- (2) 災害の緊急予防対策、応急対策及び復旧対策に関すること。
- (3) 災害救助、人命救助その他民生の安定に関すること。
- (4) その他釧路市防災計画に定める災害対策に関すること。

（地域本部会議）

第11条 地域本部に地域本部長、地域副本部長及び各対策班長をもって組織する地域本部会議を置く。

2 地域本部会議は、地域本部長が主宰し、前条に掲げる事項に関し、施策の調整及び実施について協議する。

（対策班）

第12条 条例第4条第5項において準用する条例第3条の規定に基づき、地域本部に対策班を置く。

2 対策班に対策班長、対策副班長及び対策班員を置く。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、対策班について準用する。

（対策班務）

第13条 対策班において所管する事務は、別に定める。

（地域本部についての準用）

第14条 第8条、第9条及び第18条から第20条までの規定は、地域本部について準用する。

（現地災害対策本部）

第15条 被災地又は被害を受けるおそれのある地域の状況を迅速に把握し、適切かつ効果的な災害対策を実施するため、本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

（現地災害対策本部長）

第16条 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、現地本部の事務を掌理するとともに、関係機関の現地責任者と連絡を密にし、災害対策に当たるものとする。

（現地連絡員）

第17条 現地本部に現地連絡員を置く。

2 現地連絡員は、現地災害対策本部員のうちから現地本部長が指名する。

3 現地連絡員は、被災地の状況、現地本部の応急対策実施状況を逐次本部に通報するとともに、本部の決定事項を現地本部長に伝達するものとする。

（各班の相互協力）

第18条 各班は、班務の円滑な遂行を確保するため、相互の情報連絡を密にすることに努め、本部長又は班長の命令があるときは、他の班務に応援し、協力しなければならない。

（災害情報等の取扱い）

第19条 本部を設置した場合において、被害状況、災害情報等を迅速かつ的確に把握する

ため、各班の無線、電話、車両等及び地域組織を最大限に活用し、本部会議の決定に資するものとする。

- 2 本部会議に係る災害情報等は、原則として文書をもって処理する。
- 3 前項に定める文書の様式は、災害対策命令、災害情報、職員参集状況報告書による。
(腕章の帯用)

第20条 災害対策活動に従事する職員は、災害対策本部員であることを明らかにするために、所定の腕章を帯用する。

(警戒本部の設置及び解散)

第21条 総務部長は、本部を設置するまでに至らないと認める災害の場合（災害が発生するおそれがある場合を含む。）であっても、その災害の状況からみて必要と認めるときは、釧路市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

- 2 警戒本部の設置は、次に掲げる事象を基準として決定する。
 - (1) 市域で震度4の地震を観測したとき。
 - (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。
 - (3) 雌阿寒岳に係る異常現象の通報又は噴火警報が発表されたとき。
 - (4) 市域に気象警報が発表されたとき。
 - (5) その他総務部長が必要と認めるとき。
- 3 警戒本部は、予想された災害の発生の危険が解消したと認めるとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めるときに解散する。
- 4 警戒本部を設置し、又は解散したときは、釧路総合振興局に通知するとともに、報道機関等を通じて市民に周知するものとする。
- 5 警戒本部における本部会議、班及び班務は、災害対策本部の例による。
(警戒本部の任務)

第22条 警戒本部は、次の事項を実施する。

- (1) 災害初期における情報の収集、伝達及び処理に関すること。
- (2) 警戒本部に必要な職員の配置に関すること。
- (3) 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報に関すること。
- (4) その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(警戒本部の体制)

第23条 警戒本部に本部長及び副本部長を置き、それぞれ総務部長及び総務部防災危機管理課長をもって充てる。

- 2 警戒本部を設置した場合における警戒配備体制の区分及び配備体制の基準（以下この項において「警戒配備体制基準」という。）は、別に定める。ただし、警戒本部長は、警戒配備体制基準にかかわらず、災害の状況に応じ、配備体制を縮小し、又は拡大することができる。

(本部への移行)

第24条 警戒本部は、市域に災害が発生し、重大な影響を与えると認められる場合又は被害が拡大するおそれがあり総合的な対策が必要と認められる場合は、本部に移行する。

(警戒地域本部)

第25条 総務部長は、警戒本部を設置する場合において、関係行政センターに災害警戒地域本部（以下「警戒地域本部」という。）を置くことができる。

- 2 警戒地域本部に警戒地域本部長及び警戒地域副本部長を置き、それぞれ行政センターの地域振興課長及び市民課長をもって充てる。
- 3 警戒地域本部を設置した場合における警戒配備体制の区分及び配備体制の基準（以下この項において「警戒配備体制基準」という。）は、別に定める。ただし、警戒地域本部長は、警戒配備体制基準にかかわらず、災害の状況に応じ、配備体制を縮小し、又は拡大することができる。
- 4 第21条第3項及び第22条の規定は、警戒地域本部に準用する。
- 5 警戒地域本部における本部会議、班及び班務は、地域本部の例による。

(職員の心構え)

第26条 職員は、勤務時間の内外を問わず災害の発生のおそれがあるときは、諸般の情勢の推移に注意するとともに、事態が急迫したと認めたとき、又は災害が現実発生したときは、速やかに出動体制を整え、進んで所属長と連絡をとり、その指示を受けなければならない。

(非常招集方法の整備等)

第27条 班長は、所属班員の非常連絡の方法及び動員の順序を定めた「班員非常招集連絡系統表」を作成し、常に整備しておくとともに、班員に周知徹底しておくものとする。

- 2 班長は、災害時における所属班員の勤務の方法、業務分担、指揮命令その他班務に係る活動計画を定め、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておくものとする。

(準用)

第28条 第21条から第25条までに定めるもののほか、この規程に定める事項は、本部が設置されない災害に際しても市長が必要と認めたときは、その一部又は全部について準用する。

(庶務)

第29条 本部及び警戒本部の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

- 2 地域本部及び警戒地域本部の庶務は、関係行政センター地域振興課において処理する。

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第9号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第10号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第9号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第1号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日訓令第13号）
この訓令は、平成27年5月7日から施行する。

附 則（令和3年5月18日訓令第11号）
この訓令は、令和3年5月20日から施行する。

○釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年10月11日

釧路市条例第99号

改正 平成23年9月20日条例第33号

平成24年6月18日条例第24号

平成31年3月22日条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、現に本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が次条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(支給対象災害)

第4条 前条に規定する災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上である災害

- (2) 市をその区域に含む北海道の区域内において生じた災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われたもの（前号に該当するものを除く。）
- (3) 前2号の災害と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で市長が認めた災害

2 前項第1号の住居の滅失した世帯数の算定に当たっては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第5条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時において、次のいずれかであった者とする。ただし、第6号に掲げる者にあつては、第1号から第5号までに掲げる者のいずれもが存しない場合に限る。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

2 災害弔慰金を支給する遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、前項各号に掲げる順序とする。

3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

5 前項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第6条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第7条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3か月間、その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第8条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 当該死亡に関し、その者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で規則で定めるものが支給される場合
- (3) その他市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第9条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第10条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次の各号のいずれかに掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(災害障害見舞金の額)

第11条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第12条 第8条及び第9条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第13条 市長は、北海道の区域内において生じた災害で災害救助法による救助の行われた災害により、次条に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(対象被害)

第14条 前条第1項に規定する被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害とする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷
- (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上である損害

(災害援護資金の限度額等)

第15条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がある場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がある場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し又は流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第16条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第20条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還)

第17条 災害援護資金は、年賦、半年賦又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

(償還の免除)

第18条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められ

るときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合は、この限りでない。

(一時償還)

第19条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第15条第2項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

(違約金)

第20条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第21条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第15条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年釧路市条例第40号）、阿寒町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年阿寒町条例第1号）又は音別町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成5年音別町条例第

13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年9月20日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則 (平成24年6月18日条例第24号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第10号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この条例による改正前の釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例第18条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項中「第21条」とあるのは、「第20条」とする。
- 4 新条例第20条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

○釧路市災害援護資金融資あっせん条例

平成17年10月11日

釧路市条例第101号

(目的)

第1条 この条例は、災害により住居等に被害を受け、その修復のために資金を必要とする市民に対し、融資のあっせんを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 本市の区域内において、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により住居の損壊、床上浸水、がけ崩れ等の被害を生じた災害で、市長が認めたものをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、現に本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票に記載されている者をいう。

(融資のあっせん)

第3条 市は、災害により被害を受けた住居(現に居住の用に供しているもの又はその部分をいう。以下同じ。)又は土地(住居の存する土地をいう。以下同じ。)の修復に要する資金(以下「資金」という。)の融資を、市長の指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)にあっせんするものとする。

(融資のあっせんを受けることができる者)

第4条 融資のあっせんを受けることができる者は、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主であって、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 修復を必要とする住居又は土地の所有者であること。
- (2) 自己資金のみでは修復に要する費用を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。

(融資条件)

第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資する資金は、無利子とする。
- (2) 融資する資金の償還方法は、割賦償還又は一時償還とする。

(3) 償還期間は、6か月以内の据置期間を含み、7年の範囲内で、当該災害による被害に応じ市長が定める期間とする。

(融資の限度額)

第6条 融資する資金の限度額は、1世帯につき150万円とする。

2 1 災害につき融資する資金は、前項の限度額の範囲内で、当該災害による被害に応じ市長が定める額とする。

(融資あっせんの申込み等)

第7条 融資のあっせんを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、市長が定める手続により申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、融資のあっせんの可否を決定し、その結果を申込者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第8条 前条第2項の規定により融資のあっせんの決定を受けた者が取扱金融機関から資金を借り受けるときは、当該取扱金融機関と融資に関する契約を締結しなければならない。

(適用除外)

第9条 同一災害で、釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年釧路市条例第99号)に基づく災害援護資金の貸付けの対象となるものについては、この条例は適用しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市災害援護資金融資あっせん条例(昭和50年釧路市条例第47号)の規定によりなされた融資、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年6月18日条例第24号)抄

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○釧路市災害遺児手当条例

平成17年10月11日

釧路市条例第105号

(目的)

第1条 この条例は、災害遺児を扶養している保護者に対して災害遺児手当(以下「手当」という。)を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「災害遺児」とは、父若しくは母又はこれらに代わる養育者を交通災害、労働災害又は海上災害によって失った(身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級に該当することとなった場合を含む。)15歳未満の者をいう。ただし、引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。

2 この条例で「保護者」とは、父母その他の者であって、現に災害遺児と生計をともにし、世帯を同じくしているものをいう。

3 この条例で「交通災害」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号に規定する車両及び同条第13号に規定する路面電車の運行によって生じた人身事故並びに踏切道における電車、汽車(鉄道による運送営業の用に供する車両をいう。)と人との接触、衝突等によって生じた人身事故で市長の認定したものをいう。

4 この条例で「労働災害」及び「海上災害」とは、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令の適用を受けて労働災害と認定されたもの又はこれに準ずるものと市長が認定したものをいう。

(受給資格)

第3条 手当は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されている保護者に支給する。

(受給の申請等)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。

(手当)

第5条 手当は、災害遺児1人につき月額5,000円とする。

(支給期間及び期月)

第6条 手当は、申請をした日の属する月から、受給資格を失った日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年3月、9月の2期に区分し、その月分まで支給する。

(受給資格の消滅)

第7条 手当の支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は受給資格を失う。

- (1) 扶養する災害遺児が死亡したとき。
- (2) 扶養する災害遺児が養子縁組により養子となったとき。
- (3) 本市に居住しなくなったとき。
- (4) 婚姻したとき(父又は母の場合に限る。)
- (5) 保護者でなくなったとき。

(支給制限)

第8条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 手当が、この条例の目的に反して使用されていると認められるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(手当の返還)

第9条 偽り、その他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市災害遺児手当条例(昭和46年釧路市条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(支給に関する特例)

3 この条例の施行の際、現に受給資格のある者が、平成18年3月31日までに第4条第1項の規定による申請をしたときは、第6条第1項にかかわらず、平成17年10月分からの手当を支給する。

附 則(平成19年3月22日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月18日条例第24号)抄

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○釧路市防災行政無線局管理運用規程

平成17年10月11日

釧路市訓令第69号

(趣旨)

第1条 この規程は、災害対策及び一般行政事務の執行に関し円滑な通信の確保を図るため設置する釧路市防災行政無線局の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 無線設備 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の子局に対し、同時に同一内容の情報を送信することができる無線局をいう。
- (4) 子局 拡声装置を有する無線送受信設備で、屋外に設置するものいう。

(無線局の種類、回線構成等)

第3条 無線局の種類、配置場所及び回線構成は、別に定める。

(総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括管理者は、無線局の円滑な運用及び無線設備の維持管理の全般について指揮監督する。

(無線管理者)

第5条 無線局に無線管理者を置き、それぞれの無線局ごとに別に定める者をもって充てる。

- 2 無線管理者は、総括管理者の命を受けて無線局の円滑な運用を行うとともに、次条に定める無線従事者の指導に当たる。

(無線従事者)

第6条 無線局に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、総務大臣又は北海道総合通信局長の免許を受けた者のうちから市長が指名する。

3 無線従事者は、無線管理者の指示を受けて、法及び関係法令等に従い、無線通信の操作に従事する。

(通信の種類)

第7条 通信は、災害発生時において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信(以下「防災通信」という。)、一般行政事務のために行う通信及び訓練通信とする。

(災害時の通信体制)

第8条 総括管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、円滑な防災通信を確保するため、無線管理者に対し、必要な措置を執らせるものとする。

2 総括管理者は、無線局を統制し、その運用について指示することができる。

3 総括管理者は、防災通信の効率的な運用を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配置することができる。

(通信訓練)

第9条 総括管理者は、災害の発生に備え、定期的に通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制及び情報の収集伝達を重点に行うものとする。

3 前項の訓練の計画は、総括管理者が策定する。

(秘密の保持)

第10条 無線通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(無線従事者の選任届等)

第11条 総括管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、法第51条の規定により無線従事者選(解)任届を北海道総合通信局長に提出するものとする。

(研修)

第12条 総括管理者は、毎年1回以上関係職員に対して、法関係法令及び運用要領並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(無線設備の点検及び整備)

第13条 総括管理者は、無線設備について定期的に点検を行い、その機能を十分に確保しておかなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、無線局の運用方法等については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成18年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第9号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

災害時における各協定一覧表

令和5年9月現在

No.	名称	締結期日	締結先	所在地	電話番号
1	災害時の医療救護活動に関する協定	S63.04.01	一般社団法人釧路市医師会	釧路市住吉2-12-37	41-3626
2	災害時における災害広報活動の協力に関する協定	H07.11.28	(株) エフエムくしろ	釧路市春採7-1-24	47-0946
3	災害時における食糧供給協力に関する協定	H07.11.28	日糧製パン(株) 釧路工場	釧路市鳥取南6-2-18	51-2411
		H07.11.28	釧路学校給食パン工業協同組合	釧路市星が浦南2-3-10	51-2311
4	道東六市防災協定	H08.05.21	帯広市(総務部総務課防災担当)	帯広市西5条南7-1	0155 24-4111
		H08.05.21	北見市(総務部防災危機管理課)	北見市桜町2-9-1 桜町仮庁舎	0157 25-1171
		H08.05.21	網走市(企画総務部総務課)	網走市南6条東4-1	0152 44-6111
		H08.05.21	紋別市(総務部庶務課)	紋別市幸町2-1-18	0158 24-2111
		H08.05.21	根室市(総務部総務課総務防災担当)	根室市常盤町2-27	0153 23-6111
5	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	H09.11.05	北海道、北海道市長会、北海道町村会	釧路市浦見2-2-54 釧路総合振興局地域政策課	43-9144
6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	H10.06.19	一般社団法人釧路歯科医師会	釧路市城山2-2-15	42-8336
7	災害時における貨物自動車の緊急救援輸送に関する協定	H10.08.03	一般社団法人釧路地区トラック協会	釧路市鳥取大通6-1-4	51-3108
8	災害時における医薬品等の供給及び救護活動に関する協定	H11.02.22	一般社団法人釧路薬剤師会	釧路市錦町4-7-1	32-4343
9	災害時における物資の調達に関する協定	H31.1.4	株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-2104
		H15.12.01	生活協同組合コープさっぽろ	釧路市桜ヶ岡4-2-22	91-9131
		H28.03.31	王子コンテナ株式会社釧路工場	釧路市大森毛3-2-5	57-8141
		H29.07.03	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	札幌市中央区北1条西1丁目6 さっぽろ創世スクエア	011 231-0027
		H30.01.23	株式会社セコマ	札幌市中央区南9条西5丁目 パーク9・5ビル	011 330-2627
	災害時における物資の調達に関する覚書	H30.8.21	イオン北海道㈱・マックスバリュ北海道㈱	札幌市白石区本通21丁目南1-10	011-865-9404
10	非常時における緊急避難のための建築物一時使用に関する協定 【阿寒湖温泉旅館組合】 H31.2.1再協定	H11.08.17	合意施設：ニュー阿寒ホテル、あかん遊久の里鶴雅、ホテル御前水、ホテル阿寒湖荘、阿寒の森鶴雅リゾート花ゆり香	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2-6-20 NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構	67-3200
11	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	H16.07.28	赤帯北海道軽自動車運送協同組合釧路支部	釧路市鳥取南8-5-14	53-0166
12	災害時における機器の調達に関する協定	H17.11.24	一般財団法人日本建設機械レンタル協会北海道支部 釧路地区部会	釧路市星が浦1-1-5 藤カナモト釧路営業所	51-1551
13	災害時における無償提供に関する協定	H17.12.26	大塚製薬株式会社札幌支店	札幌市中央区大通西6-1	011 241-0001
14	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定	H18.04.01	新潟市、仙台市、島原市、東京都墨田区、静岡市、福井市		
15	災害時における救援物資提供に関する協定	H18.05.29	北海道ココ・コーポレーション株式会社	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	011 888-2101
		H18.12.04	北海道キリンビレッジ(株)	札幌市中央区北11条西19丁目36-147	011 640-6603
		R3.4.1	大塚食品(株)札幌支店	札幌市中央区南一条西7丁目16-2 岩倉ビル3F	011 271-1226
			北海道ココ・コーポレーション(株) 釧路販売課	釧路市南浜町9番16号	23-3131
			北海道ベンディング(株)釧路営業所	釧路市南浜町9番16号	23-3131
			(株)伊藤園	東京都渋谷区本町3丁目47番10号	03 5371-7111
株式会社クリエイトフーズ	帯広市西20条北1丁目1-20	0155-67-7123			
16	災害時における釧路市所管施設等の災害応急業務に関する協定	H18.12.04	釧路市建設事業協会	釧路市双葉町1-6	42-2215
		H19.07.02	釧路市電気設備事業協会	釧路市材木町9-30	41-8237
17	災害時相互応援に関する協定(日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会)	H19.07.31	根室市、釧路町、白糠町、厚岸町、弟子屈町、浜中町、標茶町、中標津町、羅臼町、別海町、標津町、帯広市、音更町、清水町、士幌町、新得町、芽室町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、大樹町、上士幌町、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、遠軽町、訓子府町、鶴居村、更別村、小清水町、興部町	釧路市南大通2-1 上下水道部総務課	43-2164
18	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	H21.01.28	一般社団法人 北海道エルピーガス協会 釧路支部	釧路市堀川町7-35	23-2655
19	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	H21.01.28	釧路地方石油業協同組合	釧路市大町1-1-10	41-6818
20	災害時における釧路市内森林等の災害応急業務に関する協定	H22.04.01	阿寒総合林業協同組合	釧路市阿寒町新町2-6-9	66-3102
21	災害時における釧路市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.07.30	一般社団法人 北海道エルピーガス協会	釧路市堀川町7-35	23-2655
22	災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定	H23.05.27	釧路市測量設計事業協会	釧路市芦野1-24-21	36-7878
23	石油基地自治体協議会 加盟団体災害時相互応援協定	H23.07.12	室蘭市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横浜賀賀市、新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市		
24	災害時協力協定	H24.07.18	一般財団法人 北海道電気保安協会	札幌市西区発寒6条12丁目6-11	011 555-5001
25	災害時における病院間の相互支援に関する協定	H24.08.31	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-1-2	0154 41-6121
			市立函館病院	函館市港町1-10-1	0138 43-2000
			砂川市立病院	砂川市西4条北3丁目1-1	0125 54-2131
			名寄市立総合病院	名寄市西7条南8丁目1	01654 3-3101

No.	名称	締結期日	締結先	所在地	電話番号
26	釧路管内8市町村防災基本協定	H24.09.24	釧路町(総務課 防災車両係)	釧路町別保1-1	0154 62-2111
			厚岸町(総務課 危機対策係)	厚岸郡厚岸町真栄3-1	0153 52-3131
			浜中町(防災対策室 防災係)	浜中町霧多布東4条1-35-1	0153 62-2111
			標茶町(総務課 交通防災係)	川上郡標茶町川上4-2	485-2111
			弟子屈町(総務課 情報防災係)	川上郡弟子屈町中央2-3-1	015 482-2191
			鶴居村(総務課 総務係)	阿寒郡鶴居村鶴居西1-1	0154 64-2111
			白糠町(地域防災課 地域防災係)	白糠町西1条南1丁目1-1	01547 2-2171
27	雌阿寒岳火山防災に関する情報共有化)機器設備の維持管理	H25.2.18	釧路総合振興局長	釧路市双葉町6-10	23-0652
28	災害時における協力活動及び情報提供に関する協定 【H12.2.21協定の解消】 【H20.12.26協定の解消】	H25.07.12	釧路市内郵便局 代表:日本郵便株式会社(釧路中央郵便局)	釧路市幸町13-2	22-2200
29	津波(大津波)時における緊急避難場所等としての使用に関する協定 【釧路ホテル旅館組合・H7.4.27協定の解消】	H25.10.01	ホテルクラウンヒルズ釧路	釧路市北大通13-1-14	22-0109
			ANAクラウンプラザホテル釧路	釧路市錦町3-7	31-4111
			釧路センチュリーキャッスルホテル	釧路市大川町2-5	43-2111
			釧路ロイヤルイン	釧路市黒金町14-9-2	31-2121
			ラストイングホテル	釧路市若松町3-3	21-9111
			ホテルマーシュランド	釧路市鳥取大通5-2-5	51-5557
			株釧路製作所	釧路市川北町9-19	22-7135
			株北海道新聞社釧路支社	釧路市黒金町11-5	31-2719
			株サンエス電気通信	釧路市星が浦大通1-7-1	51-2924
			株マルセンクリーニング	釧路市星が浦北4-2-6	52-2260
			王子マテリア(株) 釧路工場	釧路市大薬毛3-2-5	57-3305
			音別神社	釧路市音別町尺別9-2	01547 6-2170
		H25.10.16	釧路プリンスホテル	釧路市幸町7-1	31-1111
		H25.11.28	釧路総合振興局(道営住宅川北団地)	釧路市浦見2-2-54	43-9193
		H25.12.24	ヤマダ電機テックランドNEW釧路店	釧路市川上町8-8	64-7011
		H25.12.24	ビッグハウス旭町店	釧路市川上町9-7	32-2980
		H27.03.23	イオン北海道株式会社	札幌市白石区本通2丁目南1-10	011 865-4120
H27.04.01	社会福祉法人 音別憩いの郷	釧路市音別町川東1-200-1	01547 6-2811		
H27.12.18	釧路総合振興局(道営住宅であえるの幸団地)	釧路市浦見2-2-54	43-9193		
H30.10.23	釧路交通機	釧路市星が浦大通5丁目5-49	51-1234		
R2.9.30	釧路ガス株式会社	釧路市寿4丁目1番2号	22-8101		
R3.8.1	釧路シーサイドハイソ	釧路市南大通5-1-1	0154-21-5001		
30	大和市・釧路市災害時相互応援協定	H26.11.20	神奈川県大和市	神奈川県大和市下鶴間1-1-1	046 260-5777
31	一般国道38号釧路新道釧路市大薬毛地区の歩道に接する階段の使用に関する協定	H26.12.12	釧路開発建設部	釧路市幸町10-3	24-7000
32	災害時等における施設の一時使用に関する協定	H27.03.13	北海道警察釧路方面本部	釧路市黒金町10-5	25-0110
33	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	H27.04.01	社会福祉法人 音別憩いの郷	釧路市音別町川東1-200-1	01547 6-2811
34	災害時における公衆浴場の協力に関する協定	H28.03.31	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合 釧路支部 釧路浴場組合	釧路市宮本2丁目15番10号	0154 41-5978
35	災害時における地産製品等の供給等に関する協定	H29.01.31	株式会社ゼンリン	札幌市中央区大通西12丁目4	011 271-7170
36	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	H29.01.31	公益社団法人北海道柔道整復師会 釧路ブロック	釧路市昭和南6-36-16	53-5253
37	災害時における「道の駅「阿寒丹頂の里」の防災拠点化に関する協定	H30.12.17	北海道開発局釧路開発建設部長	釧路市幸町10丁目3番地	24-7274
38	災害時等における無人航空機の活用に関する協定	H31.1.25	株苗穂自動車学園釧路支店(釧路自動車学校)	釧路市芦野5丁目12-1	37-7997
39	寒冷地訓練等の実施に関する協定	R01.07.05	海上自衛隊大湊地方総監部	青森県むつ市大湊町4-1	0175-24-1111
40	災害時における協力に関する協定	R02.02.12	株大塚製薬工場釧路工場	釧路市音別町朝日1-13	01547-6-2131
41	災害時における応急活動に関する協定	R2.06.04	釧路塗装工業協同組合	釧路市鳥取南7丁目2番11号	0154-52-1102
42	災害時における次世代自動車からの電力供給協力に関する協定	R2.11.05	釧路トヨタ自動車 株式会社	釧路市鳥取大通6-4-3	0154-51-2644
			東北海道ホンダ 株式会社	釧路市星が浦大通1-6-7	0154-51-9461
			ネットトヨタ道東 株式会社	釧路市鳥取大通4-6-5	0154-52-3330
			釧路スバル自動車 株式会社	釧路市新富士町4-4-1	0154-51-0555
			ネットトヨタ釧路 株式会社	釧路市新橋大通7-2-15	0154-24-4117
			帯広日産自動車 株式会社	釧路市鳥取大通9-2	0154-53-4123
			釧路トヨペット 株式会社	釧路市喜多町1-39	0154-24-2100
			トヨタカラー釧路 株式会社	釧路市堀川町6-14	0154-23-2435
			ヤマレンホンダ販売 株式会社	釧路市鳥取大通9-2-27	0154-51-2621
			株式会社 釧路スズキ販売	釧路市双葉町9-5	0154-24-3915
			釧路三菱自動車販売 株式会社	釧路市堀川町5-45	0154-23-4181
			UDトラック道東 株式会社	釧路市鳥取大通6-8-11	0154-51-3361
			東北海道いすゞ自動車 株式会社	釧路市鳥取南5-11-8	0154-51-2611
			北北海道ダイハツ販売 株式会社	釧路市鳥取大通7-7	0154-51-1241
北海道マツダ販売 株式会社	釧路市釧路市入江町10-25	0154-23-9411			
43	釧路空港及びその周辺における緊急事態発生時の消火救難活動に関する相互援助協定	R3.03.01	北海道エアポート株式会社釧路空港事務所	釧路市鶴丘2番地	0154-57-8880
44	大規模災害時における祖語協力に関する基本協定	R4.3.25	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	札幌市中央区大通東1-2 釧路市幸町8-1	011-251-1111 0154-23-5811
45	大規模災害時における祖語協力に関する基本協定	R4.3.25	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道支店	釧路市黒金町9丁目2番地	0154-21-3203
46	災害時における物資の無償提供に関する協定 【H18.3.6協定の解消】	R4.3.25	日本製紙株式会社釧路事業所(前:日本製紙株式会社釧路工場)	釧路市鳥取南2-1-47	0154-52-7605

No.	名称	締結期日	締結先	所在地	電話番号
47	災害時における協力体制に関する協定	R4. 8. 24	社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会 一般社団法人 釧路青年会議所	釧路市旭町1 2番3号 釧路市大町1丁目1番1号	0154-24-1565 0154-42-1121
48	災害時におけるリハビリテーション支援活動に関する協定	R4. 10. 28	公益社団法人 北海道理学療法士会 釧路支部	札幌市中央区北3条西2丁目1	
49	災害時等での施設利用の協力に関する協定	R5. 1. 23	株式会社 ダイナム	東京都荒川区西日暮里2-27-5	

災害用主要備蓄資機材一覧表

R5年9月現在

区分	品名	規格	単位	備蓄資材庫 ※網掛け：(兼)津波避難施設														備蓄庫計	備蓄庫以外の津波避難施設	総計
				防災庁舎	共栄小	アリーナ 釧路	児童発達 センター	城山小	緑ヶ岡 コミセン	桜が丘中	大楽毛小	鳥取小	阿寒行政	まりむ館	音別 コミセン	音別行政	音別 文化会館			
食糧・飲料	カロリーメイト	1ケース60箱入 (1箱1食分)	食	4,080	0	4,740	9,360	120	0	0	240	0	720	240	480	300	120	20,400	13,680	34,080
	アルファ米 (わかめ・きのこ)	1箱50食分	食	1,700	1,950	2,950	1,600	1,950	0	900	900	900	600	150	100	350	200	14,250	6,950	21,200
	飲料水	500mlペットボトル	本	3,696	3,000	7,344	16,272	144	1,560	1,680	240	1,440	1,800	480	0	768	0	38,424	9,360	47,784
		600ml入ペットボトル	本	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2,016	0	0	2,016	0	7,032	0	7,032
照明器具	ポータブル発電機	EB-550、EU9i (ホンダ) 他	台	15	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	10	0	28	4	32
	投光器	300W コード5m 他	台	34	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	43	0	43
	投光器セット	300W コード30m 三脚	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	0	5	0	15	0	15
	懐中電灯	ハロゲンビームライト 単1使用 他	台	2	61	0	15	35	25	0	0	65	30	5	1	24	0	263	76	339
	ランタン		個	69	5	5	5	5	0	0	5	5	21	2	0	8	0	130	215	345
生活関連用品	災害用移動炊飯器	15kg炊飯	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	3
	カセットコンロ	ボンベ3本付 1,800・2,500kcal	台	23	30	19	15	15	14	0	0	30	16	4	10	0	0	176	0	176
		プロパンガス用 7,700kcal	台	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	ラジオ	通常・多機能	台	144	10	2	2	16	4	0	3	30	19	3	2	12	3	250	145	395
	粉ミルク	雪印ビーンスターク (スティック) 13g×18本入	箱	42	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0	48	0	48
	哺乳瓶 (使い捨て)	ステリボトル使い捨て哺乳瓶1セット (5個組)	セット	68	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	71	0	71
	哺乳瓶 (使い回し)	ピジョン 240ml	本	76	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	80	0	80
	紙おむつ	子供用	枚	2,795	0	0	0	0	0	0	0	0	32	32	0	32	0	2,891	0	2,891
		大人用	枚	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	270	0	270
	毛布	アクリル加工抗菌防臭 真空パック1.3kg 他	枚	956	110	492	40	210	610	0	10	620	300	100	140	27	0	3,615	385	4,000
日赤		枚	12	50		300									58	0	420	0	420	
生活関連用品	アルミロールマット	2,000×1,000 ⁵ リ 厚さ8 ⁵ リ	枚	70	226	0	10	167	52	0	10	250	20	10	40	10	0	865	300	1,165
	アルミマット (折り畳み式)		枚	0	0	10	0	0	0	0	0	0	40	0	20	20	0	90	410	500
	防寒シート		個	386	300	300	300	300	300	300	300	500	300	300	300	300	300	4,486	3,500	7,986
	簡易ベット (パイプ式)	耐荷重100Kg以上	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	10	0	30	0	30
	折りたたみベット	RLD-5	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	10	0	30	40	70
	マンホール対応型トイレ	パネル型	個	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	3
	災害対策用トイレ (車いす対応)	災害対策用トイレハウス サニタハウスPM	個	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	災害対策用トイレ (台座)	災害対策用トイレハウス サニタ	個	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	簡易トイレ	ふた付きサニタ-Ⅱ	個	33	35	10	20	32	28	0	0	35	0	0	1	0	0	194	0	194
		ボックストイレ	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	10	20	0	0	60	0	60
	災害用トイレ袋 (安心トイレユニパック)	1袋 50枚入 (大 1回/袋)	枚	850	0	0	0	0	0	0	50	0	300	0	0	250	0	1,450	3,350	4,800
		1袋 30枚・3枚入 (小 8回/袋)	枚	33	0	0	0	0	0	0	33	0	132	0	0	99	0	297	2,208	2,505
		1パック 5枚入×57袋	枚	0	0	285	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	285	0	285
	衛星用ポリエチレン手袋	100枚/箱	枚	200	200	200	200	200	0	0	200	200	1,000	0	0	0	0	2,400	13,400	15,800
	トイレトーパー	55m巻 120個入	箱	1	2	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	8	0	8
	生理用ナプキン	昼用 1箱 (24枚×24袋)	枚	5,760	1,152	0	1,152	1,152	1,152	0	0	1,152	1,152	1,152	0	1,152	0	14,976	0	14,976
		夜用 1箱 (10枚×18袋)	枚	180	180	0	180	180	180	0	0	180	180	180	0	180	0	1,620	0	1,620
夜用 1箱 (10枚×36袋)		枚	1,800	360	0	360	360	360	0	0	360	360	360	0	360	0	4,680	0	4,680	

災害用主要備蓄資機材一覧表

R5年9月現在

区分	品名	規格	単位	備蓄資材庫 ※網掛け：(兼)津波避難施設													備蓄庫計	備蓄庫以外の津波避難施設	総計	
				防災庁舎	共栄小	アリーナ 鋤路	児童発達 センター	城山小	緑ヶ岡 コミセン	桜が丘中	大楽毛小	鳥取小	阿寒行政	まりむ館	音別 コミセン	音別行政				音別 文化会館
暖房	移動式ストーブ	2,200Kcal 他	台	7	8	0	4	4	8	0	0	8	0	0	0	0	0	39	0	39
		6.59KW	台	14	8	10	4	8	4	4	0	4	7	6	4	15	1	89	12	101
	ジェットヒーター	33,000Kcal/h	台	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0	5
感染症対策用品	マスク	サージカル 1箱50枚入	箱	116	50	50	11	11	10	11	2	50	50	11	11	50	11	444	174	618
	体温計	非接触型	本	10	2	2	2	2	2	2	1	3	4	2	2	2	2	38	16	54
	石鹸(ハンドソープ)	ポンプ式 500ml	本	39	24	24	24	24	15	15	3	24	24	15	15	15	15	276	210	486
	ペーパータオル	1箱200枚入	箱	77	30	30	30	30	21	21	4	30	30	21	21	21	21	387	278	665
	使捨て手袋	1箱100枚入	箱	29	12	12	12	12	8	8	1	12	12	8	8	8	7	149	21	170
	消毒液	ポンプ式 500ml	本	51	30	30	30	30	21	21	5	30	30	21	21	21	21	362	340	702
	ウェットティッシュ	1箱100枚入	箱	87	37	37	37	37	26	26	3	37	37	26	26	37	26	479	223	702
	ビニールエプロン	1箱20枚入	箱	44	15	15	15	15	11	11	3	15	15	11	11	15	11	207	201	408
	嘔吐処理用具	汚物の処理ツールBOX	個	29	8	12	8	12	8	8	1	8	12	8	8	12	8	142	20	162
	段ボールパレト	1.4m×2.0m 4枚1セット	セット	215	200	200	300	200	200	0	200	200	190	10	50	50	0	2,015	1,350	3,365
	フェイスシート(大塚)	1.4m×2.0m 4枚1セット	枚	215	200	200	300	200	200	0	200	200	190	10	50	50	0		100	
	フェイスシート(市立)	1.4m×2.0m 4枚1セット	枚	200	100	100	100	100	100	100	0	100	100	100	100	100	100		378	
	段ボールベッド		台	255	103	163	360	105	0	100	15	53	50	5	10	25	0	1,244	1,069	2,313
	ブルーシート	3.6×5.4m	枚	281	67	2	36	37	60	0	2	67	24	5	5	9	0	595	99	694
	組み立て式トイレ	車椅子対応型	基	6	2	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	14	22	36
	サーキュレーター	30畳対応	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	56	16	72
	感染防護服	感染防護セット	着	14	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	92	348	440
	プラスチックコンテナ	RVキャリア250ℓ	台	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	35	55
ゴミ箱		個	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	56	16	72	
その他	テント	2×3間 三方・一方幕 GK式	張	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	5
		防災テント エマージェンシ	張	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	ホワイトボード	3×6型	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		1,800×900 ^{mm} 両面回転式	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
		1,200×900 ^{mm} 両面回転式	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	仮設分電盤	収納ボックス入(ケーブル・露出コンセント付き)	台	0	1	1	1	1	0	0	0	1	5	0	0	6	0	16	0	16
防災ベスト	(赤)	枚	242	5	5	0	5	0	0	5	5	30	0	0	30	0	327	20	347	
	(青)	枚	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	400	

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

令和5年9月現在

No	施設区分	施設の名称	施設所在地
1	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム ひかり	貝塚2丁目15番7号
2	高齢者福祉施設	グループホーム ひなたぼっこ	材木町21番80号
3	高齢者福祉施設	グループホーム よいしょ春採	春採1丁目14番6号
4	障がい者福祉施設	地域活動支援センター ザックル	柏木町2番8号
5	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 住吉⑤	住吉2丁目11番3号
6	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 住吉④	住吉2丁目11番4号
7	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 住吉③	住吉2丁目11番7号
8	障がい者福祉施設	グループホーム リンツ千歳	千歳町10番36号
9	障がい者福祉施設	グループホーム いまい	益浦3丁目21番3号
10	障がい者福祉施設	コミュニティハウス いっ歩 南大通	南大通4丁目2番21号
11	障害児通所施設	児童デイサービス ライク	桜ヶ岡3丁目4番9号
12	児童自立生活援助事業所	K Cカルム	住吉2丁目11番2号
13	児童養護施設	地域小規模児童養護施設 ひぶなホーム	材木町13番16号
14	児童養護施設	北海道釧路児童相談所	桜ヶ丘1丁目4番32号
15	幼稚園	貝塚幼稚園	貝塚2丁目19番3号
16	小学校	城山小学校	城山1丁目14番35
17	その他教育機関	高等看護学院	春湖台1番18号

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級関連解説表の「木材建物(住宅)に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 
	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂  
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる   
	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂  	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる   
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂   	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 傾く 倒れる  

- (注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。
- (注 4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。
- (注 5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ₁ や液状化※ ₂ が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ₃ 。
7		

※₁ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※₂ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※₃ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

釧路市の主な災害（地震及び津波）

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
1611.12.2	慶長16		三陸沖	※ 39.0	144.4			8.1	三陸および北海道で大津波、死者、流失家屋甚大、北海道 東部強震	有
1839.5.1	天保10		釧路沖					7	被害軽微、厚岸小被害、国泰寺門前石灯籠転倒	なし
1843.4.25	天保14		根室南方沖	※ 42.0	146.0			7.5	厚岸大被害、津波で死者46名、釧路で高さ15尺の波が2回、家破損75棟、江戸で有感	有
1881.10.25	明治14		根室北東沖	※ 43.3	147.3			7	国後沖：泊湊で板蔵倒壊、根室で家財損傷	なし
1893.6.4	明治26	02:27	根室沖	※ 43.5	148			7.75	色丹、エトロフ島震動強く、岩石崩壊あり、津波：エトロフ1.5m、色丹2.5m M：多少小さいようだ。	有
1893.6.13	明治26	19:42	根室南東沖	※※ 42.5	145.5			6.9	根室、釧路商品被害あり	なし
1894.3.22	明治27	19:23	根室半島沖	※ 42.2	146.2			7.9	根室、釧路、厚岸で全壊11棟、半壊17棟、死者1名、津波：30分後根室で1.5m、宮古4m、大船渡1.5m	有
1896.6.15	明治29	19:33	三陸沖	※ 39.5	144			8.5	被害なし、東北、北海道大津波、死者27,122名、家屋流失8,891棟、戸船の被害7,032件、吉波24.4m、綾里21.9m、田老14.6m、津波はハワイ、アメリカ沿岸に及ぶ。	有
1896.11.18	明治29	11:06	根室沖	※※ 43	146.5			6.7	理科年表にない。また有感資料では根室：強、釧路：弱となっており、Mについては多少疑問	なし
1899.5.8	明治32	12:29	根室沖	※※ 42.8	146.2			6.9	中被害、詳細不明、根室、釧路、襟裳、震度：強	なし
1899.11.10	明治32	20:59	根室沖	※※ 43.0	146.0			6.5	被害：軽微、強震：根室、釧路地方の一部	なし
1901.1.14	明治34	07:41	十勝沖	※※ 42.3	143.8			6.8	被害：軽微、広尾地方強震、道東被害なし	なし
1902.5.28	明治35	18:01	釧路沖	※※ 42.8	144.8			6.5	同上 釧路：強震	なし
1904.3.18	明治37	22:42	根室沖	※※ 42.7	146.1			6.8	同上 別海、標津、落石、納沙布、霧多布など震度5	なし
1907.7.6	明治40	00:46	根室海峡	※※ 43.7	145.5			6.7	小被害、震度5：別海、美幌、静内、大津、本別、厚岸、太田、浜中、落石、4：釧路	なし
1907.12.23	明治40	10:13	根室支庁北部	※※ 43.8	145.0			6.9	同上、震度5：斜里、大津、落石、太田、霧多布、4：釧路、別海、厚岸	なし
1909.9.17	明治42	04:39	日高沖	※※ 42.0	142.0			6.8	同上、震度5：清水、本別、標津、室蘭、静内、八雲、恵山、3：石狩、白糠、納沙布、2：根室	なし
1916.3.18	大正5	09:58	十勝沖	※※ 41.5	144.5		4	6.6	中被害、震度5：太田、浦河、4：釧路	なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の 震度	マグニ チュード	被害状況・津波状況・その他	津波 有無
1918. 9. 8	大正 7	02:20	ウルップ島沖	※ 45.5	152			8.0	被害なし、岩美湾で6～12m、根室1.0m、父島1.5m、ウルップ島死者24名、釧路検潮所2.7尺(0.8m)	有
1918.11. 8	大正 7	13:42	エトロフ島沖	※ 44.5	150.5			7.7	被害なし、小津波：花咲で少し記録、父島40cm	有
1919. 1. 4	大正 8	18:20	十勝沖	41° 42.2′	144° 30.1′	15	4	5.2		なし
1919. 5. 3	大正 8	9:52	三陸沖	40° 25.2′	144° 26.5′	46	4	6.3		なし
1926. 9. 5	大正 15	00:37	十勝沖	42° 26.7′	143° 42.3′	66	4	6.7	小被害、震度5：大津、広尾、士幌、別海、標津、八雲4：帯広、釧路、根室	なし
1930. 8.26	昭和 5	21:39	釧路地方中南部	42° 57.7′	144° 45.5′	59	4	5.4		なし
1930.12.13	昭和 5	23:22	日高地方中部	42° 39.1′	142° 35.4′	62	4	6.5		なし
1930.12.24	昭和 5	08:55	釧路沖	42° 46.7′	144° 03.1′	129	4	6.3	微小損傷	なし
1931. 3.30	昭和 6	02:51	釧路地方中南部	43° 02.4′	143° 54.0′	62	4	6.4	十勝管内軽微被害	なし
1933. 3. 3	昭和 8	02:30	三陸沖	39° 07.7′	145° 07.0′	0	4	8.1	地震被害なし、津波被害 死者3,008名、家屋流失4,917棟、倒壊2,346棟、船舶流失7,303隻〔大津波〕津波高：釧路0.85m(42分後)、えりも9.1m、綾里23.0m、東北地方中心に10m以上の津波	有
1935. 9.11	昭和 10	23:04	根室半島南東沖	42° 44.0′	146° 00.0′	0	4	6.9		なし
1938. 5.29	昭和 13	01:42	釧路地方北部 (屈斜路付近)	43° 31.3′	144° 26.7′	0	3	6.1	震源付近の弟子屈町サツキイでは、震度6相当の揺れと推定、死者1名、倒壊7棟、湖西岸に被害多し	なし
1939.10.22	昭和 14	23:39	十勝沖	42° 32.4′	144° 00.2′	7	4	5.9		なし
1942. 8. 8	昭和 17	09:20	十勝沖	42° 34.2′	143° 34.0′	75	4	5.9		なし
1943.12. 3	昭和 18	15:52	釧路沖	42° 32.3′	144° 12.3′	59	4	6.4		なし
1945. 9.19	昭和 20	21:28	十勝沖	42° 08.1′	144° 09.8′	49	4	6.6		なし
1950. 2.28	昭和 25	19:20	宗谷東方沖	45° 53.6′	143° 31.5′	343	4	7.5		なし
1952. 3. 4	昭和 27	10:22	十勝沖	41° 42.3′	144° 09.0′	54	5	8.2	死者28名、不明5名、家屋倒壊815棟、家屋流失91棟、津波(現地調査)：釧路1.5m、霧多布3.2m、仙鳳趾：6.5m、津波は遠く四国地方に及ぶ	有
1952. 7.25	昭和 27	07:09	釧路沖	42° 47.0′	145° 07.7′	73	4	6.1		なし
1952.11. 5	昭和 27	01:58	カムチャッカ半島沖	52° 37.3′	159° 46.7′	22	—	9.0	津波：釧路54cm(103分後)、霧多布60～70cm、低地浸水あり	有
1953.10.14	昭和 28	23:47	釧路沖	42° 53.0′	144° 30.5′	85	4	6.3		なし
1954. 9.17	昭和 29	20:52	釧路沖	42° 53.7′	144° 46.0′	69	4	5.3		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
1955. 9. 5	昭和 30	04:09	釧路沖	42° 42.2'	144° 51.0'	47	4	5.8		なし
1956. 4. 23	昭和 31	12:31	釧路沖	42° 28.0'	144° 59.3'	50	4	6.4		なし
1956. 10. 12	昭和 31	21:22	釧路沖	42° 07.1'	145° 00.7'	0	4	6.0		なし
1957. 3. 9	昭和 32	23:22	アリューシャン列島	51° 29.9'	W175° 37.5'	25	—	8.6	被害なし、津波：釧路 18 cm、花咲 33 cm	有
1958. 11. 7	昭和 33	07:58	択捉島南東沖	43° 46.5'	148° 17.3'	13	5	8.1	津波：釧路 14 cm(43 分後)、花咲 74cm、広尾 45cm 被害軽微	有
1959. 1. 31	昭和 34	05:38	釧路地方中南部	43° 22.9'	144° 22.2'	10	4	6.3	家屋倒壊 2 棟、弟子屈町小被害あり	なし
1959. 1. 31	昭和 34	07:16	釧路地方北部	43° 28.7'	144° 29.2'	34	4	6.1	同上	なし
1960. 3. 21	昭和 35	02:07	三陸沖	39° 53.7'	143° 20.9'	0	2	7.2	津波：釧路 10cm、花咲 9cm、浦河 20cm	有
1960. 5. 23	昭和 35	04:11	チリ中部沿岸	S38° 08.5'	W73. 24.4	25	—	9.5	24 日 2 時頃より日本全国に大津波あり、死者 119 名、不明 20 名、全壊家屋 1,571 棟、流失家屋 1,259 棟、津波：釧路 305m(最大波高の半分)、霧多布 4.3m(現地調査)、門静 4.1m(現地調査)、白糖 4.0m(現地調査)、命名「チリ地震津波」	有
1961. 8. 12	昭和 36	00:51	釧路沖	42° 53.9'	145° 17.4'	49	4	7.2	軽傷 4 名、家屋損傷 11 棟、その他小被害、津波：花咲 6 cm、釧路 6 cm、広尾 6cm、浦河 5 cm	有
1961. 11. 15	昭和 36	16:17	釧路沖	42° 45.1'	145° 22.1'	37	4	6.9	小被害、津波：花咲 7 cm、釧路 4 cm	有
1962. 2. 21	昭和 37	01:05	釧路地方中南部	43° 01.4'	144° 57.8'	59	4	6.2		なし
1962. 4. 23	昭和 37	14:58	十勝沖	42° 27.7'	143° 46.0'	69	4	7.1	十勝、釧路管内小被害、津波：釧路 5 cm、広尾 8cm	有
1962. 7. 18	昭和 37	02:20	釧路沖	42° 43.2'	145° 05.1'	40	4	5.9		なし
1963. 1. 28	昭和 38	13:05	根室地方北部	43° 35.2'	144° 42.9'	10	3	5.3	養老牛温泉付近震度 5、サイロ倒壊、水道管損傷	なし
1963. 10. 13	昭和 38	14:17	択捉南東沖	44° 02.9'	149° 49.5'	0	3	8.1	被害なし、津波：45cm、花咲 74cm	有
1963. 10. 20	昭和 38	09:53	択捉島南東沖	44° 05.6'	150° 00.3'	0	1	6.7	被害なし、津波：釧路 15cm、花咲 36cm	有
1964. 1. 20	昭和 39	02:10	根室地方北部	44° 01.0'	145° 10.4'	0	1	4.5	震度 4：羅臼、羅臼で被害軽微	なし
1964. 3. 28	昭和 39	12:36	アラスカ南部沿岸	60° 54.4'	W147° 20.3'	25	—	9.2	津波：釧路 40 cm(6 時間 29 分後)、花咲 42cm、広尾 47cm	有
1964. 5. 31	昭和 39	09:40	北海道東方沖	43° 16.4'	146° 58.4'	43	4	6.7		なし
1964. 6. 23	昭和 39	10:26	根室半島南東沖	43° 04.9'	146° 09.0'	62	4	6.8	釧路、根室小被害	なし
1965. 2. 4	昭和 40	14:01	アリューシャン列島	51° 15.0'	178° 42.9'	30	—	8.7	被害なし、津波：花咲 26 cm、釧路 18 cm	有
1965. 8. 31	昭和 40	16:48	釧路地方北部	43° 31.3'	144° 27.3'	16	2	5.1	弟子屈町で小被害	なし
1965. 10. 26	昭和 40	07:34	国後島付近	43° 48.0'	145° 38.0'	157	4	6.8		なし
1966. 10. 18	昭和 41	06:42	ペルー沿岸	S10° 39.9'	W78° 13.6'	40	—	8.1	被害なし、津波：釧路 15cm	有
1967. 9. 19	昭和 42	19:56	釧路沖	42° 56.3'	145° 27.6'	88	4	6.2		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
1967. 11. 4	昭和 42	23:30	釧路地方北部	43° 31.8'	144° 19.6'	12	4	6.5	コタン、和琴では、震度 5 相当の揺れと推定、被害若干、余震約 1ヶ月	なし
1968. 5. 16	昭和 43	09:48	青森県東方沖	40° 41.9'	143° 35.7'	0	4	7.9	死者 49 名、負傷者 330 名、建物全壊 673 棟、半壊 3,004 棟、東北地方で被害大、津波：釧路 1.3m(38分後)、浦河 2.9m、広尾 1.7m、花咲 70 cm、釧路、根室：小被害、命名「1968 年十勝沖地震」	有
1968. 5. 16	昭和 43	19:39	青森県東方沖	41° 30.2'	142° 37.6'	8	4	7.5		なし
1968. 8. 7	昭和 43	17:00	釧路沖	42° 58.9'	144° 53.3'	60	4	5.5		なし
1969. 1. 19	昭和 44	16:02	宗谷東方沖	44° 54.4'	143° 18.9'	257	4	6.7		なし
1969. 8. 12	昭和 44	06:27	北海道東方沖	43° 22.6'	147° 54.3'	38	4	7.8	釧路：商品被害あり、根室：津波の小被害あり、花咲 1.5m 釧路 47 cm、広尾 77 cm	有
1971. 8. 2	昭和 46	16:24	十勝沖	41° 18.0'	143° 31.7'	54	4	7.0	釧路：商品被害あり 津波：釧路 10 cm、広尾 15cm	有
1972. 5. 11	昭和 47	09:44	釧路沖	42° 42.7'	144° 49.6'	48	4	5.8		なし
1973. 6. 17	昭和 48	12:55	根室半島南東沖	43° 03.5'	145° 58.2'	44	5	7.4	建物、道路、港湾施設が一部損壊、津波：花咲 2.8m、釧路 48 cm、広尾 1.07m、浦河 49 cm 命名「1973 年 6 月 17 日根室半島沖地震」	有
1973. 6. 17	昭和 48	21:14	釧路沖	42° 56.6'	145° 31.9'	47	4	5.2		なし
1973. 6. 17	昭和 48	22:33	釧路沖	42° 51.4'	145° 34.4'	45	5	5.7		なし
1973. 6. 24	昭和 48	11:43	根室半島南東沖	43° 09.8'	146° 37.9'	52	5	7.1	小被害、津波：花咲 64 cm、釧路 15 cm、広尾 28 cm	有
1974. 9. 27	昭和 49	14:47	根室半島南東沖	42° 56.0'	146° 50.8'	40	3	6.6	被害なし、津波：花咲 18 cm	有
1974. 10. 3	昭和 49	23:21	ペルー沿岸	S12° 15.9'	W77° 47.7'	13	—	7.6	被害なし、津波：花咲 17cm、釧路 12cm	有
1975. 6. 10	昭和 50	22:47	北海道東方沖	42° 54.3'	147° 57.5'	0	1	7.0	被害なし、津波：花咲 95 cm、釧路 13 cm、広尾 32 cm	有
1976. 1. 21	昭和 51	19:05	択捉島南東沖	44° 26.1'	149° 48.4'	0	1	6.5	被害なし、津波：花咲 13 cm	有
1978. 3. 23	昭和 53	12:15	択捉島南東沖	44° 48.0'	149° 25.0'	60	3	7.0	被害なし、津波：花咲 16 cm 広尾 14 cm	有
1978. 3. 25	昭和 53	04:47	択捉島南東沖	44° 20.0'	149° 49.0'	40	3	7.3	被害なし、津波：花咲 32 cm、釧路 8 cm、広尾 19 cm	有
1978. 6. 12	昭和 53	17:14	宮城県沖	38° 09.0'	142° 10.0'	40	3	7.4	被害なし、津波：花咲 11 cm、釧路 17 cm	有
1978. 10. 29	昭和 53	07:46	釧路沖	42° 26.0'	144° 23.0'	70	4	5.2		なし
1978. 12. 6	昭和 53	23:02	択捉島付近	44° 44.0'	146° 58.0'	100	4	7.2	小被害（根室市内）、津波なし	なし
1979. 5. 17	昭和 54	18:56	釧路沖	42° 46.0'	144° 49.0'	60	4	4.9		なし
1979. 12. 14	昭和 54	16:19	釧路沖	42° 45.0'	144° 29.0'	70	4	5.3		なし
1980. 2. 23	昭和 55	14:51	北海道東方沖	43° 27.0'	146° 33.0'	30	4	6.8	被害なし、津波：花咲 14 cm、釧路 8 cm	有
1980. 7. 18	昭和 55	04:42	サントクルス諸島	S12° 31.5'	165° 54.9'	33	—	7.9	被害なし、津波：釧路 11 cm、花咲 9 cm	有

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の 震度	マグニ チュード	被害状況・津波状況・その他	津波 有無
1981. 1. 23	昭和 56	13:58	浦河沖	42° 25.0'	142° 12.0'	130	4	6.9		なし
1982. 3. 21	昭和 57	11:32	浦河沖	42° 04.0'	142° 36.0'	40	3	7.1	被害なし、津波：釧路 10 cm、花咲 7cm 命名「昭和 57 年(1982 年)浦河沖地震」	有
1985. 3. 4	昭和 60	07:47	チリ中部沿岸	S33° 08.1'	W171° 52.2'	33	—	8.0	被害なし、津波：釧路 12 cm、花咲 16 cm	有
1986. 5. 8	昭和 61	07:47	アリューシャン列島	51° 31.2'	W174° 46.5'	33	—	8.0	被害なし、津波：釧路 11 cm、花咲 12 cm	有
1987. 1. 14	昭和 62	20:03	十勝地方南部	42° 32.2'	142° 55.7'	119	5	6.6	震災・人的被害あり	なし
1988. 5. 7	昭和 63	10:59	十勝沖	42° 29.2'	143° 51.7'	93	4	6.1		なし
1988.10.10	昭和 63	14:52	釧路沖	42° 38.2'	144° 29.5'	71	4	5.8		なし
1989. 1. 23	平成元	07:20	十勝沖	41° 45.2'	144° 31.0'	64	3	6.0		なし
1989.11. 2	平成元	03:25	三陸沖	39° 51.5'	143° 03.2'	0	3	7.1	津波：釧路 15 cm、花咲 13 cm、浦河 26cm	有
1990. 4. 11	平成 2	16:53	十勝沖	42° 28.8'	144° 09.7'	69	4	5.5		なし
1990. 5. 12	平成 2	13:50	カハシ南部付近	49° 15.8'	142° 13.4'	594	3	7.2		なし
1991. 4. 24	平成 3	09:32	釧路沖	42° 43.0'	144° 50.8'	52	4	5.5	釧路市で住宅一部破損	なし
1991.10.25	平成 3	19:39	釧路地方中南部	43° 12.4'	144° 26.4'	105	4	5.7		なし
1991.12.22	平成 3	17:43	千島列島	45° 45.3'	152° 23.4'	10	2	6.8	被害なし、津波：花咲 9 cm	有
1992. 7. 18	平成 4	17:36	三陸沖	39° 22.3'	143° 40.4'	0	2	6.9		有
1992.12. 7	平成 4	11:11	北海道東方沖	43° 37.4'	147° 08.6'	34	3	6.1		なし
1993. 1. 15	平成 5	20:06	釧路沖	42° 55.2'	144° 21.2'	101	6	7.5	死者 2 名、負傷者 479 名、住家被害 1,652 棟 他 命名：「平成 5 年(1993 年)釧路沖地震」	なし
1993. 3. 15	平成 5	12:35	日高地方東部	42° 15.4'	143° 08.2'	64	3	5.1		なし
1993. 8. 8	平成 5	17:34	マリア諸島南方	12° 58.9'	144° 48.0'	59	—	7.8	被害なし、津波：釧路 13 cm、花咲 19 cm	有
1993. 7. 12	平成 5	22:17	北海道南西沖	42° 46.9'	139° 10.8'	35	1	7.8	死者 202 名、行方不明者 29 名、負傷者 321 名、住宅全半 壊 5,850 棟、船舶被害 1,729 件、道路損壊 630 件 命名：「平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震」	有
1994. 4. 8	平成 6	10:10	三陸沖	40° 34.3'	143° 57.2'	3	2	6.5		有
1994. 8. 25	平成 6	10:24	釧路沖	42° 45.1'	145° 09.7'	65	4	5.2		なし
1994. 8. 31	平成 6	18:07	根室半島南東沖	43° 29.6'	146° 03.8'	84	5	6.3	負傷者 1 名	なし
1994.10. 4	平成 6	22:22	北海道東方沖	43° 22.5'	147° 40.4'	28	6	8.2	負傷者 82 名、住家被害 358 棟、道路損壊 191 件、 漁船破損 2 隻、津波：花咲 168 cm、釧路 103 cm 命名：「平成 6 年(1994 年)北海道東方沖地震」	有
1994.10. 4	平成 6	22:42	北海道東方沖	43° 36.2'	147° 14.1'	27	3	6.3		なし
1994.10. 5	平成 6	00:24	北海道東方沖	43° 16.4'	148° 27.8'	0	3	6.8		なし
1994.10. 6	平成 6	05:39	北海道東方沖	43° 41.1'	147° 09.9'	30	3	6.3		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
1994. 10. 9	平成 6	16:55	北海道東方沖	43° 33.5'	147° 48.1'	0	4	7.3	津波：釧路 6cm、花咲 12cm	有
1994. 10. 16	平成 6	14:10	択捉島南東沖	44° 57.8'	149° 04.7'	144	3	6.6		なし
1994. 10. 19	平成 6	02:12	北海道東方沖	43° 19.6'	147° 03.1'	66	3	6.0		なし
1994. 12. 28	平成 6	21:19	三陸沖	40° 25.8'	143° 44.7'	0	3	7.6	死者 3 名、負傷者 692 名、住宅被害 5,604 棟、道路損壊 96 箇所他 津波：花咲 19 cm、釧路 22 cm 命名：「平成 6 年(1994 年)三陸はるか沖地震」	有
1995. 1. 21	平成 7	17:47	根室半島南東沖	43° 09.1'	146° 43.7'	60	4	6.2		なし
1995. 2. 15	平成 7	08:55	釧路沖	42° 30.4'	144° 50.4'	45	4	4.8		なし
1995. 7. 30	平成 7	14:11	チリ北部沿岸	S23° 20.4'	W70° 17.6'	46	—	8.0	被害なし、津波：釧路 13cm、花咲 21cm	有
1995. 12. 4	平成 7	03:01	択捉島南東沖	44° 33.5'	150° 07.7'	57	2	7.3	被害なし、津波：釧路 13cm、花咲 20cm	有
1996. 2. 17	平成 8	14:59	インドネシア	S00° 53.4'	136° 57.1'	33	—	8.1	被害なし、津波：釧路 13cm、花咲 19cm、浦河 29cm	有
1997. 6. 15	平成 9	13:54	釧路沖	42° 58.7'	144° 12.4'	98	4	5.1		なし
1997. 11. 15	平成 9	16:05	根室地方北部	43° 39.9'	145° 06.8'	155	4	6.1		なし
1999. 5. 13	平成 11	02:59	釧路地方中南部	42° 58.0'	143° 52.2'	106	4	6.3		なし
2000. 1. 28	平成 12	23:21	根室半島南東沖	43° 00.4'	146° 44.6'	59	4	7.0		なし
2000. 6. 13	平成 12	01:54	釧路沖	42° 54.5'	144° 43.0'	59	4	4.7		なし
2001. 6. 24	平成 13	05:33	ペルー沿岸	S16° 15.9'	W73° 38.4'	33	—	8.4	被害なし、津波：釧路 17cm、花咲 28cm	有
2003. 9. 26	平成 15	04:50	十勝沖	41° 46.7'	144° 04.7'	45	5強	8.0	負傷者243名、住家被害394棟、道路破損200箇所他 津波：花咲89cm、釧路港122cm 命名「平成15年(2003年)十勝沖地震」	有
2003. 10. 8	平成 15	18:06	釧路沖	42° 33.9'	144° 40.1'	51	4	6.4		なし
2004. 4. 12	平成 16	03:06	釧路沖	42° 49.9'	144° 59.6'	47	4	5.8		なし
2004. 11. 29	平成 16	03:32	釧路沖	42° 56.7'	145° 16.5'	48	5弱	7.1	負傷者26名、住宅被害 2 棟、津波：釧路7cm	有
2004. 12. 6	平成 16	23:15	釧路沖	42° 50.8'	145° 20.5'	46	4	6.9	負傷者 5 名	なし
2005. 1. 18	平成 17	23:09	釧路沖	42° 52.2'	145° 00.4'	50	4	6.4		なし
2006. 5. 4	平成 18	00:26	トンガ諸島	S20° 11.2'	W174° 07.3'	55	—	8.0	被害なし、津波：釧路10cm、花咲10cm	有
2006. 6. 13	平成 18	11:40	十勝地方中部	42° 42.1'	143° 25.2'	86	音別4	4.7		なし
2006. 11. 15	平成 18	20:14	千島列島東方	46° 42.1'	154° 02.8'	30	釧路1	7.9	被害なし、津波：花咲31cm、釧路24cm	有
2007. 1. 13	平成 19	13:23	千島列島東方	46° 56.2'	155° 03.1'	30	阿寒音別3	8.2	被害なし、津波：花咲15cm、釧路13cm	有
2007. 7. 1	平成 19	13:12	根室地方北部	43° 32.6'	144° 54.5'	132	釧路音別4	5.8		なし
2007. 8. 16	平成 19	08:40	ペルー沿岸	S13° 23.1'	W76° 36.1'	39	—	8.0	津波：釧路14cm、花咲15cm	有
2008. 7. 24	平成 20	00:26	岩手県沿岸北部	39° 43.9'	141° 38.1'	108	音別4	6.8		なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
2008. 9. 11	平成20	09:20	十勝沖	41° 46.5'	144° 09.0'	31	阿寒阿寒湖畔音別4	7.1	津波：釧路6cm、花咲6cm	有
2009. 9. 30	平成21	02:48	サモア諸島	S15° 29.3'	W172° 05.7'	18	—	8.1	被害なし、津波：釧路10cm、花咲10cm、霧多布16cm	有
2009. 12. 28	平成21	09:12	釧路地方中南部	43° 10.4'	144° 38.6'	85	釧路4	5.0		なし
2010. 2. 27	平成22	15:34	チリ中部沿岸	S36° 07.3'	W72° 53.8'	23	—	8.8	被害なし、津波：花咲92cm、釧路65cm、霧多布80cm	有
2010. 4. 9	平成22	03:41	釧路沖	42° 55.0'	144° 43.3'	57	釧路4	4.8		なし
2011. 3. 11	平成23	14:46	三陸沖	38° 06.2'	142° 51.6'	24	阿寒湖畔音別4 釧路阿寒3	9.0	釧路208cm、住家被害：床上浸水96棟・床下232棟・非住家被害333棟、土木被害75件、水産被害80件、商工業79件 命名「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」、災害名称「東日本大震災」：東北地方で被害甚大	有
2012. 3. 14	平成24	18:08	三陸沖	40° 46.5'	145° 13.6'	64	釧路阿寒音別3	6.9	被害なし、津波：花咲6cm、えりも20cm、霧多布9cm 浦河4cm、白老5cm	有
2012. 8. 25	平成24	23:16	十勝地方南部	42° 19.6'	143° 06.6'	49	阿・音4	6.1	被害なし	なし
2012. 12. 7	平成24	17:18	三陸沖	38° 01.1'	143° 52.0'	49	釧路4	7.3	被害なし	なし
2013. 2. 2	平成25	23:17	十勝地方南部	42° 42.1'	143° 13.6'	102	阿寒音別 5強	6.5	負傷者3名	なし
2013. 2. 6	平成25	10:12	カンタクルズ諸島	S10° 47.9'	E165° 06.8'	24	—	8.0	被害なし、津波：花咲13cm、釧路10cm、えりも20cm 広尾13cm、浦河20cm	有
2014. 4. 2	平成26	08:46	チリ北部沿岸	S19° 36.6'	W70° 46.1'	25	—	8.2	被害なし、津波：花咲18cm、釧路18cm、霧多布18cm 、浦河23cm、広尾21cm	有
2015. 6. 4	平成27	04:34	網走地方(雄阿寒岳の西北西)	43° 29.5'	144° 03.6'	0	阿寒湖畔 5弱	5.0	人的、建物被害なし	なし
2015. 9. 17	平成27	07:54	チリ中部沿岸	S31° 34.3'	W71° 40.4'	22	—	8.3	被害なし、津波：花咲21cm、釧路21cm、霧多布27cm	有
2016. 1. 14	平成28	12:25	浦河沖	41° 58.2'	142° 48.0'	52	音別4	6.7	被害なし	なし
2016. 11. 22	平成28	05:59	福島県沖	37° 21.2'	141° 36.2'	25	—	7.4	被害なし、津波：花咲12cm、釧路15cm、霧多布15cm	有
2018. 9. 6	平成30	03:07	胆振地方中東部	42° 41.4'	142° 00.4'	37	音別4	6.7	北海道(市内)全域停電 命名「平成30年北海道胆振東部地震」	なし
2020. 5. 31	令和2	03:13	十勝沖	42° 31.3'	143° 42.1'	94	釧路4音別4	5.6	公共文教施設、被害1件	なし
2023. 2. 25	令和5	22:27	釧路沖			63	釧路4阿寒4	6.0	被害なし	なし

発生年月日	日本歴	時分	震央地名	北緯	東経	深さ	釧路の震度	マグニチュード	被害状況・津波状況・その他	津波有無
2023.6.11	令和5	18:55	浦川沖	42.5	142.0	136	音別4	6.2	被害なし	なし

※「理科年表 1990 版」による震源 ※※朝倉書店版「地震の事典」による震源 海外の地震の震源はアメリカ地質調査所 (USGS) による

1 釧路市の主な災害（風水害等）

年月日(西暦)	種別	被害状況
平成18年4月20日～21日(2006)	強風大雨	雨量128ミリメートル(阿寒町中徹別)、最大瞬間風速35.2メートル(幸町)、最大風速17.7メートル(幸町)、住宅破損2件、床下浸水1件、土木被害20件
平成18年5月16日(2006)	林野火災	阿寒町ニニシベツ、9.8ヘクタール焼損
平成18年6月27日～28日(2006)	大雨	雨量111ミリメートル(幸町)、床下浸水2件
平成18年10月7日～9日(2006)	強風大雨	雨量241ミリメートル(阿寒町阿寒湖畔)、最大瞬間風速34.2メートル(幸町)、最大風速21.3メートル(幸町)、住宅破損7件、農業被害25件、土木被害6件、水産被害16件、文教施設被害8件、社会教育施設被害1件
平成19年9月7日～8日(2007)	台風	台風9号、雨量169ミリメートル(音別町二俣)、最大瞬間風速26.9メートル(幸町)、最大風速15.2メートル(幸町)、床上浸水1件、床下浸水3件、林業被害2件、水産被害2件
平成21年6月22日～23日(2009)	大雨	雨量188ミリメートル(音別町二俣)、最大瞬間風速21.9メートル(幸町)、最大風速13.9メートル、床下浸水4件、林業被害6件、港湾被害1件、農地冠水1件、道路被害23件
平成21年10月8日～9日(2009)	台風	台風18号、雨量65ミリメートル(釧路空港)、最大瞬間風速30.0メートル(幸町)、最大風速20.1メートル、住家被害8件
平成22年8月12日～13日(2010)	大雨	雨量107ミリメートル(阿寒湖畔)、道路被害3件、下水道被害4件、公園被害1件
平成23年9月21日～22日(2011)	台風	台風15号、雨量65.5ミリメートル(阿寒)、最大瞬間風速27.6メートル(釧路)、最大風速19.6メートル、住家破損2棟、公園・緑地被害、停電340戸
平成24年5月4日～6日(2012)	大雨強風水害	雨量246ミリメートル(阿寒)、最大瞬間風速28.7メートル(釧路)、最大風速17.6メートル、強風:住家被害5件、公共施設等被害7件、非住家被害8件、大雨:道路被害37件、河川被害15件、洪水:農業被害1件、落雷:衛生施設被害9件、商工施設被害2件、文教施設被害23件、社会教育施設被害4件、社会福祉施設被害1件、下水道施設被害11件、港湾施設被害1件
平成24年10月1日(2012)	台風	台風17号、雨量115ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速31.4メートル(釧路)、最大風速22.9メートル、住家破損5件、非住家破損4件、土砂災害被害1件
平成25年4月7日～8日(2013)	大雨暴風	雨量94ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速25.2メートル(釧路)、最大風速16.6メートル、住家破損5件、土木被害223件、水産被害10件、都市施設被害2件
平成25年9月16日(2013)	台風	台風18号、雨量169.5ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速30.7メートル(釧路)、最大風速25.9メートル(釧路)、床上浸水10件、床下浸水94件、住家一部損壊6件、土木被害142件、農業被害デントコーン倒伏160.2ヘクタール、漁業被害14件、林業被害10件、衛生被害3件、公立文教施設被害1件、社会教育施設被害7件、社会福祉施設等被害4件、都市施設被害1件、停電978戸
平成25年10月16日(2013)	台風	台風26号、雨量65.5ミリメートル(阿寒湖畔)、最大瞬間風速30.9メートル(釧路)、最大風速22.4メートル(釧路)、住家一部損壊10件、土木被害19件、農業被害3件、漁業被害1件、公立文教施設被害2件、社会教育施設被害1件、社会福祉施設被害2件、都市施設被害8件、停電156戸
平成25年11月10日(2013)	暴風	最大瞬間風速34.0メートル(釧路)、最大風速26.4メートル(釧路)、負傷者3名、住家被害55件、非住家被害53件、土木被害26件、農業被害28件、林業被害12件、漁業被害5件、公立文教施設被害5件、社会教育施設被害3件、社会福祉施設被害3件、都市施設被害37件、停電840戸
平成26年6月13日(2014)	大雨	雨量75ミリメートル(鶴丘)、公園・緑地被害3件、道路被害5件
平成26年7月11日(2014)	台風	台風8号、雨量127.5ミリメートル(鶴丘)、道路被害3件
平成26年8月11日(2014)	台風	台風11号、雨量163ミリメートル(音別町二俣)、河川被害1件、土砂災害被害3件、道路被害38件、公園被害3件、林道被害19件、治山施設被害2件、清掃施設被害1件
平成27年3月10日～12日(2015)	暴風	最大瞬間風速32.2メートル(釧路)、最大風速24.4メートル(釧路)、人的被害なし、住家被害28件、非住家被害23件、土木被害8件、漁業被害3件、社会福祉施設被害3件、都市施設被害8件、停電あり
平成27年8月10日(2015)	大雨	雨量69ミリメートル(釧路空港)、住家破損2件、土砂流出2件、道路冠水通行止め7件、道路損壊1件、下水道被害33件、公立文教被害1件
平成27年8月11日(2015)	大雨	雨量39ミリメートル(中徹別)、道路冠水通行止め3件、道路損壊18件、林道損壊5件
平成27年10月1日～2日(2015)	暴風	最大瞬間風速36.8メートル(釧路)、住家被害44件、非住家被害17件、倒木被害110件、社会教育施設被害5件、農業被害1件、港湾被害4件、水産被害13件、林道被害2件、公立文教施設被害6件、停電1,627戸
平成27年10月8日～9日(2015)	台風	台風23号、雨量93.0ミリメートル(阿寒湖畔)、人的被害2件、住家被害43件、非住家被害7件、公住被害62棟、道路通行止め2件、倒木129本、河川被害1件、水産被害44件、公立文教施設被害10件、社会教育施設被害16件、社会福祉施設被害3件、停電被害1,995件
平成28年8月16日～18日(2016)	台風	台風7号、雨量75.0ミリメートル(釧路)、最大瞬間風速43.2メートル(釧路)、人的被害1件、住家被害74件、土木被害12件、水産被害49件、林業被害43件、衛生被害5件、公立文教施設被害49件、社会福祉施設被害14件、消防危険排除177件、停電被害6,170件
平成28年8月21日～22日(2016)	台風	台風11号、雨量182.0ミリメートル(釧路)、住家被害9件、土木被害3件、林業被害1件、衛生被害1件、公立文教施設被害1件、社会福祉施設被害1件、消防危険排除15件
平成28年8月22日～23日(2016)	台風	台風9号、雨量187.0ミリメートル(釧路)、住家被害21件、土木被害16件、水産被害3件、衛生被害1件、消防危険排除32件
平成28年8月30日～31日(2016)	台風	台風10号、雨量11.0ミリメートル(釧路)、住家被害4件、土木被害6件、水産被害1件、公立文教施設被害1件、消防危険排除16件
平成29年9月18日(2017)	台風	台風18号、雨量67.0ミリメートル(釧路)、住家被害93件、土木被害15件、橋梁等被害1件、水産被害7件、林業施設被害2件、清掃施設被害1件、公立文教施設被害24件、社会教育施設被害3件、社会福祉施設被害2件、消防危険排除181件、停電被害1,200戸
平成30年3月9日(2018)	暴風洪水	最大瞬間風速27.3メートル(釧路)、雨量140.5ミリメートル(阿寒町)、雨量112.0ミリメートル(阿寒湖畔)、人的被害なし、住家被害6件、土木被害(市内各所通行止)、衛生被害1件、公立文教施設被害5件、社会教育施設被害3件、消防危険排除15件
平成30年7月3日(2018)	大雨	雨量39.5ミリメートル(釧路市)、被害なし
平成30年10月1日(2018)	大雨洪水暴風	最大瞬間風速32.9メートル(東北東)、雨量75.0ミリメートル(釧路)、雨量81.0ミリメートル(阿寒)、雨量51.0ミリメートル(阿寒湖畔)、雨量83.0ミリメートル(音別)、公立文教施設被害2件、消防危険排除4件、林業被害2件
令和元年8月16日～17日(2019)	大雨	【雨量は2日間降水量】雨量111mm(釧路)、雨量112mm(阿寒)、雨量38.5mm(阿寒湖畔)、雨量81mm(音別)、住家被害1件、消防危険排除7件、土木被害(急傾斜地)9件
令和元年10月13日(2019)	暴風	最大瞬間風速23.8m/s(北北東)、雨量40mm(釧路)、43.5mm(阿寒)、41mm(音別)、公共文教施設被害3件、消防危険排除2件、林業被害1件

年月日(西曆)	種別	被害状況
令和2年3月5日(2020)	暴風雪 大雪等	日最深積雪73cm(釧路)、日最深積雪79cm(阿寒湖畔)、最大瞬間風速27.1m/s(北)、消防危険排除16件
令和2年3月10日~11日(2020)	波浪 洪水	最大瞬間風速27.9m/s(西)、雨量75mm(釧路)、94.5mm(阿寒)、73mm(音別)、68.5mm(阿寒湖畔)、住家被害6件、消防危険排除8件、道路通行止め多数
令和2年8月7日(2020)	暴風	最大瞬間風速25.9m/s(南)、公立文教施設被害1件
令和2年10月12日~13日(2020)	大雨	最大瞬間風速18.7m/s(南東)、雨量57.0mm(釧路)、雨量91.0mm(阿寒)、雨量81.5mm(音別)
令和3年2月15日~17日(2021)	暴風 波浪	最大瞬間風速28.0m/s(南南西)、住家被害2件、消防危険排除7件、道路通行止め4箇所
令和3年4月13日~14日(2021)	暴風 波浪	危険排除4件
令和3年4月18日(2021)	大雨 洪水	倒木2件、床下浸水1件
令和3年6月4日~5日(2021)	暴風 波浪	危険排除5件
令和3年8月10日~11日(2021)	暴風 波浪	危険排除8件、道路通行止め1箇所、停電
令和3年9月18日~19日(2021)	大雨 洪水	道路通行止め4箇所、道路応急処置等3箇所
令和3年10月10日~11日(2021)	暴風	危険排除6件、停電
令和3年11月9日~10日(2021)	大雨 洪水	避難指示発令、道路通行止め6箇所、危険排除1件、道路通行止め1箇所
令和3年11月22日~23日(2021)	暴風 大雨	危険排除15件、道路通行止め1箇所、床下浸水1件
令和3年12月1日~2日(2021)	暴風 波浪	危険排除18件、道路通行止め2箇所
令和4年7月11日(2022)	大雨	道路通行止め5箇所
令和4年7月23日(2022)	大雨 洪水	避難指示発令、被害なし
令和4年8月12日(2022)	大雨	道路通行止め1箇所
令和5年8月9日(2023)	大雨	道路冠水4箇所、危険排除1件
令和5年8月28日(2023)	大雨	道路冠水2箇所

2 旧釧路市

年月日(西暦)	種別	被害状況
明治34年11月14日(1901)	大火	州崎町より出火、660戸焼失、死者3名
大正8年1月3日(1919)	大火	西幣舞町より出火、461戸焼失、死者1名
大正9年8月8日～14日(1920)	大洪水	雨量282ミリメートル、死者5名、行方不明5名、負傷者2名、家屋流出39戸、床上浸水1,437戸、床下浸水701戸
大正11年11月28日(1922)	大火	真砂町より出火、強風により146戸焼失
大正12年1月31日(1923)	大火	西幣舞町より出火、強風により141戸焼失
大正14年2月21日(1925)	大火	西幣舞町より出火、118戸焼失
大正15年12月3日(1926)	大火	西幣舞町より出火、強風により121戸焼失
昭和20年7月14日～15日(1945)	空襲	空襲により出火、全焼1,086戸、半焼184戸、半壊103戸、死者177名、重軽傷者143名
昭和29年5月9日～10日(1954)	暴風雨	雨量333ミリメートル、最大風速20.2メートル、家屋全壊2戸、小破1,977戸、漁船損壊94隻
昭和29年9月26日(1954)	台風	台風15号、最大風速18.4メートル、雨量300ミリメートル、教育施設、水産施設に多数被害が出た。
昭和32年8月6日～7日(1957)	豪雨	雨量201.9ミリメートル、死者2名、倒壊家屋16戸、浸水家屋930戸、崖崩れ32カ所
昭和33年9月17日～18日(1958)	台風	台風21号、雨量165ミリメートル、浸水家屋310戸、崖崩れ3カ所
昭和35年3月12日(1960)	大雨融雪	大雨と融雪がかさなり、床上浸水358世帯、床下浸水867世帯、その他道路、橋梁等に多数被害が出た。(災害救助法適用)
昭和37年8月8日(1962)	台風	台風10号、国鉄根室本線が寸断され、約1ヶ月間不通となり水産物、生活物資等の輸送がストップ
昭和38年8月15日(1963)	大雨	雨量124.7ミリメートル、床上浸水77戸、床下浸水83戸、道路決壊4カ所
昭和40年9月10日～11日(1965)	台風	台風23号、最大瞬間風速27.5メートル、雨量314ミリメートル、行方不明1名、床上浸水2戸、護国神社
昭和40年9月18日(1965)	台風	台風24号、雨量80ミリメートル、床上浸水6戸、床下浸水75戸、崖崩れ3カ所、漁船損壊10隻
昭和40年12月15日(1965)	タンカー転覆	タンカーとよさか丸(690t)が入港の際、強風のため防波堤に衝突し沈没行方不明1名、軽油100kℓ、灯油250kℓ、ガソリン400kℓが海面に流出
昭和42年4月20日～21日(1967)	暴風雨	家屋損壊1戸、床上浸水22戸、床下浸水66戸、道路決壊10カ所、崖崩れ1カ所
昭和42年6月30日(1967)	低気圧	雨量70ミリメートル、床上浸水32戸、床下浸水115戸、崖崩れ3カ所
昭和43年8月29日～30日(1968)	低気圧	雨量83ミリメートル、床上浸水18戸、床下浸水60戸、道路決壊17カ所
昭和45年1月30日～2月1日(1970)	暴風雨	雨量55.5ミリメートル、最大瞬間風速30.5メートル、床上浸水18戸、床下浸水40戸、家屋全壊2戸、家屋一部損壊22戸、漁船沈没5隻
昭和45年7月18日～19日(1970)	低気圧	雨量109ミリメートル、床上浸水33戸、床下浸水125戸
昭和47年9月17日(1972)	台風	台風20号、雨量135.5ミリメートル、最大瞬間風速31.2メートル、床上浸水20戸、床下浸水30戸、崖崩れ3カ所
昭和50年3月21日～23日(1975)	大雨	雨量84ミリメートル、床上浸水58戸、床下浸水166戸、崖崩れ2カ所、道路決壊12カ所
昭和50年5月17日～18日(1975)	大雨	雨量154ミリメートル、死者1名、家屋全壊5戸、家屋半壊10戸、床上浸水63戸、床下浸水171戸、河川決壊12カ所、道路決壊39カ所、崖崩れ57カ所
昭和51年4月7日～8日(1976)	暴風雪	積雪量46センチメートル、最大瞬間風速32.7メートル、死者1名、家屋半壊1戸
昭和52年11月19日(1977)	大雨	雨量82ミリメートル、床上浸水10戸、床下浸水47戸、崖崩れ3カ所、道路損壊3カ所
昭和54年10月19日～20日(1979)	台風	台風20号、雨量147ミリメートル、最大瞬間風速27.3メートル、死者5名、行方不明61名、床上浸水43戸、床下浸水407戸、崖崩れ7カ所、船舶遭難5隻、漁船損壊28隻
昭和58年8月23日(1983)	大雨	雨量70.5ミリメートル、床上浸水1戸、床下浸水1戸、崖崩れ2カ所
昭和59年7月19日(1984)	大雨	雨量78.5ミリメートル、床上浸水3戸、床下浸水32戸、崖崩れ1カ所
昭和61年9月3日～4日(1986)	大雨	雨量171.0ミリメートル、床上浸水71世帯、床下浸水122世帯、崖崩れ52カ所
平成元年8月16日(1989)	台風	最大瞬間風速24.1メートル、行方不明2名
平成2年11月10日(1990)	強風大雨	最大瞬間風速28.2メートル、日雨量61.5ミリメートル、床下浸水5件、住宅損壊2件
平成3年6月26日～27日(1991)	大雨	最大24時間雨量92.0ミリメートル、河川護岸崩壊2件
平成3年8月21日～22日(1991)	強風大雨	最大瞬間風速20.6メートル、最大24時間雨量99.5ミリメートル、床上浸水2件、床下浸水19件、崖崩れ1件、道路等崩壊4件
平成3年9月27日～28日(1991)	強風	最大瞬間風速31.1メートル、死者1名、住宅被害43件、停電190件、休校107校
平成4年8月8日～9日(1992)	大雨	最大日雨量44.5ミリメートル、道路破損1件
平成4年9月9日～12日(1992)	大雨	最大日雨量29.0ミリメートル、道路破損2件、床上浸水2件、床下浸水21件、住宅破損1件、崖崩れ1件
平成5年6月15日～16日(1993)	大雨	最大日雨量80.0ミリメートル、床下浸水・道路冠水あり
平成6年8月12日～13日(1994)	雷	停電9,000件(含む白糠町)
平成7年11月8日～9日(1995)	強風波浪	最大瞬間風速28.8メートル、最大風速14.2メートル、住宅破損9件、文教施設被害6件、港湾施設被害3件、水産施設被害3件
平成9年11月26日～27日(1997)	強風波浪	最大瞬間風速25.5メートル、最大風速14.4メートル、住宅破損18件、文教施設被害2件、船舶座礁1件
平成10年8月27日～31日(1998)	大雨	雨量204.5ミリメートル、床下浸水20件、崖崩れ8件、道路等崩壊128件、農業被害5件
平成10年9月16日～17日(1998)	台風	台風5号、雨量125ミリメートル、最大瞬間風速22.4メートル、床下浸水16件、農業被害2件、崖崩れ3件、漁船沈没1件
平成11年9月25日～26日(1999)	台風	台風18号、最大瞬間風速29.2メートル、最大風速13.6メートル、住宅破損3件
平成12年4月11日(2000)	強風	最大瞬間風速33.9メートル、最大風速18.4メートル、住宅破損3件、衛生被害1件、文教施設被害4件
平成13年3月4日～5日(2001)	暴風雪	最大瞬間風速35.0メートル、最大風速19.5メートル、床下浸水2件、農業被害39件、文教施設被害2件、社会教育施設被害3件
平成14年10月2日～3日(2002)	台風	台風21号、最大瞬間風速38.7メートル、最大風速25.5メートル、住宅破損3件
平成16年8月30日～31日(2004)	台風	台風16号、最大瞬間風速33.0メートル、最大風速23.4メートル、住宅破損1件、港湾施設被害2件、

年月日(西暦)	種別	被害状況
		文教施設被害1件
平成16年9月7日～8日(2004)	台風	台風18号、最大瞬間風速37.7メートル、最大風速28.3メートル、軽傷1名、住宅破損28件、農業被害39件、文教施設被害5件、社会福祉施設被害2件
平成17年7月31日～8月1日(2005)	大雨	雨量34ミリメートル、住宅破損1件、崖崩れ1件
平成17年8月21日(2005)	大雨	雨量26ミリメートル、軽傷1名、床下浸水2件

3 旧阿寒町

年月日(西暦)	種別	被害状況
昭和9年9月9日～10日(1934)	大洪水	シタカラ川が氾濫し、上流の雄別大祥内にあった堤が決壊し、大祥内炭住街が大被害を被った。布伏内ベンケナイ沢で鉄砲水が発生し、家屋流失で2名死亡。
昭和22年9月15日～16日(1947)	大洪水	阿寒市街を流れるオトンベツ川をはじめ各河川が氾濫した。この大雨で流失家屋2戸、浸水家屋33戸、橋梁流失17カ所、堤防決壊2千メートル、土地浸水2百町歩、木材流失5千石に及ぶ被害が発生。6名死亡
昭和39年6月3日～4日(1964)	豪雨	阿寒川、舌辛川で橋梁流失9カ所
昭和40年9月18日(1965)	台風	雄別山の手2丁目の沢、宮ノ下の小川が一夜にして巨木を押し流す濁流と化し、炭住の流失及び鉄道線を決壊させた。住宅の被害は全半壊12棟22世帯、床上浸水12棟35世帯、床下浸水70棟140世帯。その他農業被害など多数。
昭和43年5月(1968)	大雨	シタカラ川氾濫により雄別横山市街で1名死亡
平成10年8月27日～31日(1998)	大雨	雨量226ミリメートル、町道2路線長期通行止め
平成16年1月13日～16日(2004)	暴風雪	暴風雪により阿寒湖温泉では、期間の積雪が観測開始以来最大の182センチメートルを記録。この大雪の影響で、阿寒湖温泉への国道3路線全てが通行止めとなり、阿寒湖温泉地区の孤立状態が20時間に及び住民、観光客に影響。

4 旧音別町

年月日(西暦)	種別	被害状況
昭和9年9月9日～10日(1934)	大洪水	豪雨で大洪水起こる。死者・行方不明7名、負傷5名、家屋流出・浸水等24棟、橋梁流失15カ所
昭和29年5月9日～10日(1954)	台風	台風により道路、橋梁、河川等の土木被害大(道路2カ所、橋梁2カ所)山林風倒、切損木多く被害大
昭和33年9月17日～18日(1958)	台風	台風21号による大雨により道路、河川に被害
昭和33年10月2日(1958)	豪雨	雨量150ミリメートル、豪雨により床上浸水20戸、床下浸水150戸、農地の決壊、冠水等により被害大
昭和39年6月3日～4日(1964)	豪雨	豪雨により尺別炭砒坑道への雨水流入、崩落、機械の冠水等で被害大(2日間雨量190ミリメートル)
昭和47年9月17日(1972)	台風	台風20号により各所で堤防、道路の決壊で被害
昭和50年5月18～19日(1975)	豪雨	雨量157ミリメートル、豪雨により各所で道路、河川に被害大
昭和52年7月1日～5日(1977)	豪雨	豪雨により各所で道路、河川に被害大
昭和54年10月18日～20日(1979)	台風	台風20号による大雨により河川、道路に被害、床上浸水数戸
昭和55年8月27日～9月1日(1980)	豪雨	豪雨により各所で道路、河川の決壊があり、土木被害大
昭和56年10月22日～23日(1981)	台風	台風24号の大雨により河川2カ所、道路2カ所決壊
昭和57年4月14日～17日(1982)	大雨融雪	大雨と融雪により河川に被害
昭和58年4月23日(1983)	強風	強風により家屋に被害(町立病院)
昭和59年5月1日～5日(1984)	大雨融雪	大雨と融雪により河川、道路に被害
昭和60年4月2日～8日(1985)	大雨融雪	大雨と融雪により河川決壊があり、土木被害
昭和61年9月3日～4日(1986)	台風	台風15号による大雨のため道路、河川に被害(道路1カ所、河川1カ所)
平成10年9月16日～17日(1998)	台風	台風5号による大雨のため道路、河川に被害、床上浸水1戸



釧路市地域防災計画

沿 革

2007年（平成19年）	2月23日	策 定
2007年（平成19年）	11月	改 定
2008年（平成20年）	8月	改 定
2009年（平成21年）	8月	改 定
2010年（平成22年）	9月	改 定
2011年（平成23年）	8月	改 定
2013年（平成25年）	8月	改 定
2014年（平成26年）	8月	改 定
2015年（平成27年）	8月	改 定
2016年（平成28年）	8月	改 定
2017年（平成29年）	8月	改 定
2018年（平成30年）	8月	改 定
2019年（令和元年）	8月	改 定
2020年（令和2年）	8月	改 定
2021年（令和3年）	8月	改 定
2023年（令和5年）	3月	改 定
2023年（令和5年）	9月	改 定

発 行 釧路市防災会議
事 務 局 釧路市総務部防災危機管理課
編集・制作 ハシフィックコンサルタツ株式会社

